

第 7 期
平成30年度～平成32年度

南 幌 町

介護保険事業計画
高齢者福祉計画

(素案)

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
(1)	法令等の根拠	2
(2)	他の計画との関係	2
3	計画の期間	3
4	日常生活圏域の設定	3
5	計画の策定体制	4
(1)	介護保険事業計画等策定委員会の開催	4
(2)	日常生活圏域ニーズ調査等の実施	5
(3)	パブリック・コメントの実施	5
6	介護保険制度の主な改正内容	5

第2章 南幌町の現状

1	人口の推移	6
2	年齢別人口	7
3	高齢者世帯の推移	8
4	要支援・要介護認定者と認定率の推移	9
5	要介護度別認定原因疾患	10
6	第1号被保険者一人あたり給付月額の推移	11
7	日常生活圏域ニーズ等調査結果からみえる現状	12

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	15
2	基本目標	15
3	計画の体系	16
4	基本目標と施策の取り組み	17
	基本目標1：いきいき暮らす地域づくり	
(1)	生きがい活動の充実と生涯学習活動の推進	17
(2)	社会参加の推進	19
	基本目標2：健康で暮らす地域づくり	
(1)	生活習慣病予防の推進	20
(2)	介護予防の推進	21
	基本目標3：安心して暮らす環境づくり	

（１）生活支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・	24
（２）認知症高齢者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・	27
（３）介護者支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	28
（４）高齢者の住まいの支援・・・・・・・・・・・・・・・・	28
基本目標４：高齢者を支える体制づくり	
（１）介護保険サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・	31
（２）在宅医療・介護連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	32
（３）支援体制づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・	32

第４章 介護保険制度の円滑な運営

1 地域包括支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・	35
（１）設置の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	35
（２）南幌町地域包括支援センター・・・・・・・・	35
2 人口推計・・・・・・・・・・・・・・・・	36
（１）推計方法・・・・・・・・・・・・・・・・	36
（２）人口の推計・・・・・・・・・・・・・・・・	36
3 要支援・要介護認定者、認定率の推計・・・・・・・・	37
（１）推計方法・・・・・・・・・・・・・・・・	37
（２）要支援・要介護認定者数の推計・・・・・・・・	37
4 介護保険給付費等の推計・・・・・・・・・・・・・・・・	38
（１）居宅サービスの利用実績と見込み・・・・・・・・	38
（２）地域密着型サービスの利用実績と見込み・・	45
（３）施設サービスの利用実績と見込み・・・・・・・・	46
（４）サービス別保険給付費の推計・・・・・・・・	47
（５）地域支援事業費の推計・・・・・・・・・・・・・・・・	48
5 介護保険料の算定・・・・・・・・・・・・・・・・	49
（１）介護給付費・地域支援事業費の負担割合・・	49
（２）第１号被保険者所得段階別人口の推計・・	50
（３）保険料の算定・・・・・・・・・・・・・・・・	51
（４）所得段階別保険料・・・・・・・・・・・・・・・・	52
6 介護給付費等に要する費用の適正化・・・・・・・・	53
（１）要介護認定の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・	53
（２）ケアプランの点検・・・・・・・・・・・・・・・・	53
（３）住宅改修等の点検・・・・・・・・・・・・・・・・	53
（４）縦覧点検・医療情報の突合・・・・・・・・	53
（５）介護給付費の通知・・・・・・・・・・・・・・・・	54

第5章 計画の推進

1	計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	55
2	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・	55

資料

1	第1号・第2号被保険者数の推移・・・・・・・・	56
2	要介護（要支援）認定者数の推移・・・・・・・・	56
3	第1号被保険者所得段階別人口の推移・・・・・・・・	57
	（1）第5期（平成24年度から平成26年度）計画期間中の推移・・・・・・・・	57
	（2）第6期（平成27年度から平成29年度）計画期間中の推移・・・・・・・・	58
4	介護保険給付費の推移・・・・・・・・	59
	（1）介護保険給付費の状況・・・・・・・・	59
	（2）計画に対する実績給付率・・・・・・・・	61
5	サービス別介護保険給付実績の推移・・・・・・・・	62
6	日常生活圏域ニーズ調査 集計・分析 結果報告書・・・・・・・・	63
7	在宅介護実態調査 集計・分析 結果報告書・・・・・・・・	90
8	介護保険サービス事業者の状況・・・・・・・・	105
	（1）居宅サービス・・・・・・・・	105
	（2）施設サービス・・・・・・・・	106
9	医療機関の状況・・・・・・・・	106
	（1）病院・診療所・・・・・・・・	106
	（2）歯科診療所・・・・・・・・	106
10	南幌町介護保険事業計画策定委員会設置運営要綱・・・・・・・・	107
11	第7期南幌町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿・・・・・・・・	109

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の高齢化は、高齢者の増加が諸外国に例をみないスピードで進み、平成29年9月公表の人口推計（総務省統計局）によると、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は27.7%と世界で最も高く、国民の4人に1人が高齢者となっています。

また、平成37（2025）年には、いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上となり、平成52（2040）年には、その子どもである団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、我が国の高齢化は、今後さらに進み、医療や介護の需要が増大すると考えられています。

こうした中、国では、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる平成37年までに高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を求めています。

平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

第7期南幌町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画は、南幌町の地域包括ケアシステムをさらに推進するため、これまでの施策を承継しながら、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を送ることができるまちを目指して策定するものです。

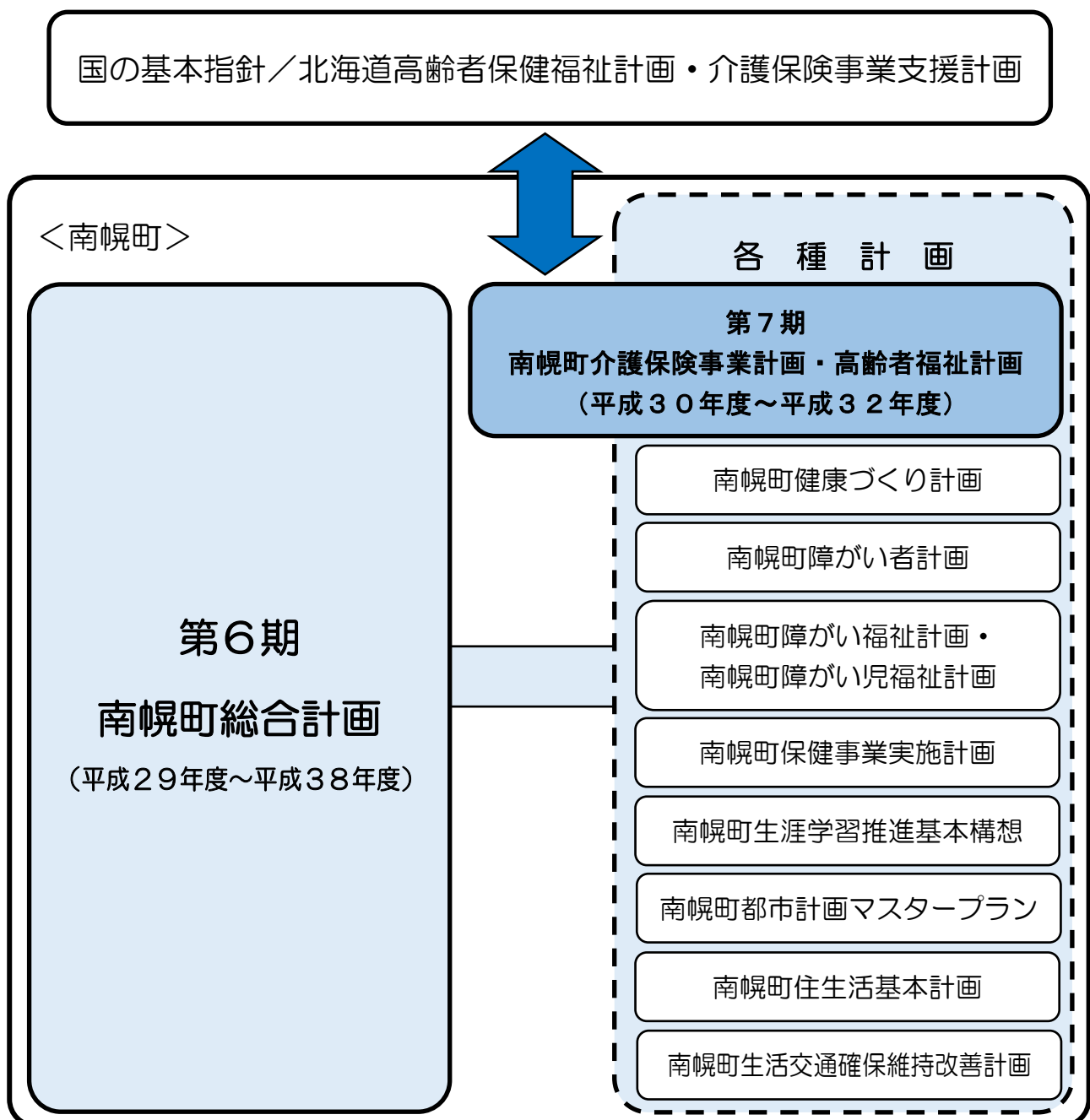
2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

この計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく市町村高齢者福祉計画及び、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

(2) 他の計画との関係

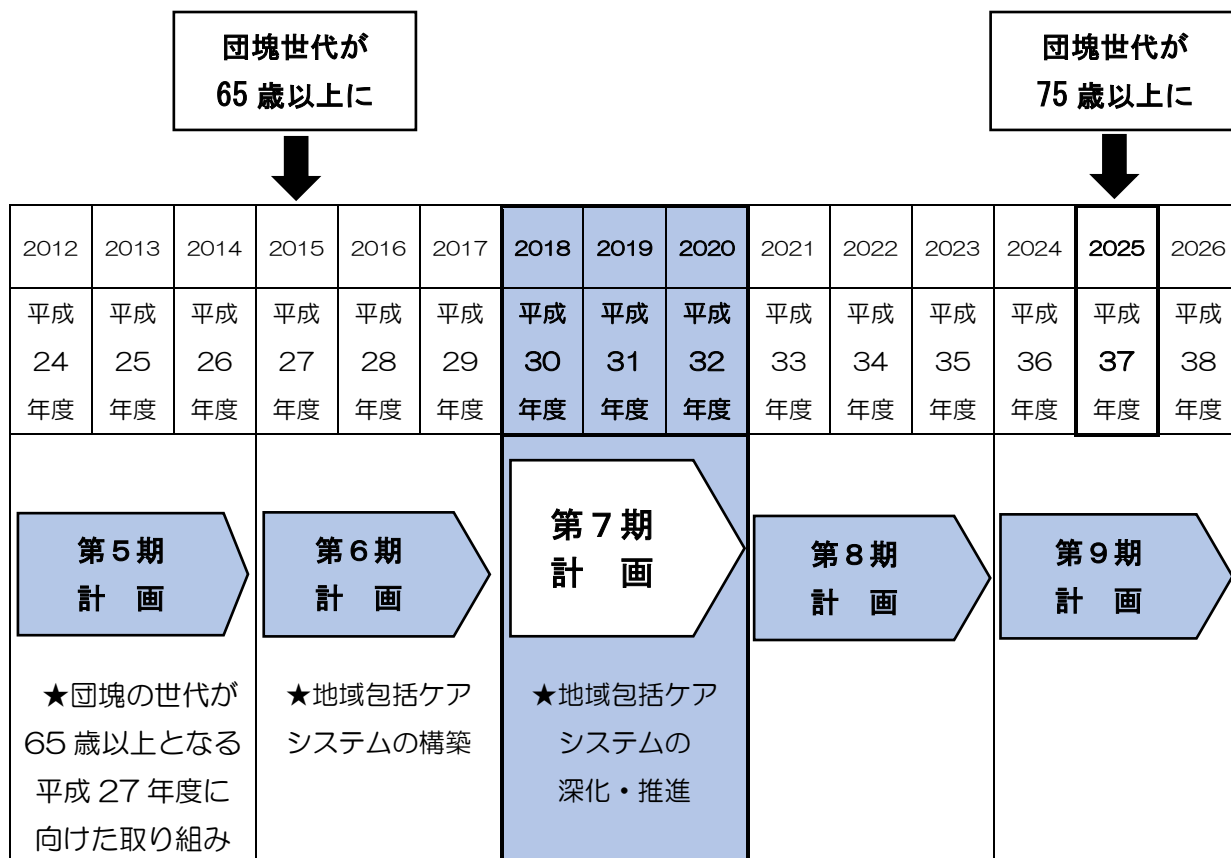
この計画は、次のような関連する計画等と整合性を図りながら策定します。



3 計画の期間

計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

第6期計画より、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据えた中長期的な視点を持つ計画として策定しており、第7期計画となる本計画は、第6期計画で取り組んできた地域包括ケアシステムの基盤整備を引き継ぎ、さらなる内容の充実を図るための計画となります。



4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、介護保険法において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めるものとされています。

本町は、面積、人口規模、介護保険事業所が、市街地区に集中しているなどの地域性及び地域包括ケアシステムの考え方から、第7期計画においても第6期計画同様、町全域を一つの日常生活圏域として設定します。

5 計画の策定体制

(1) 介護保険事業計画等策定委員会の開催

高齢者保健福祉に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「南幌町介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、学識経験者、民生委員児童委員協議会会長、社会福祉協議会会長、医師、社会福祉関係、老人クラブ代表、ボランティア代表、介護保険被保険者、住民代表に委員を委嘱し、計画内容について協議いただきました。

なお、南幌町介護保険事業計画等策定委員会における協議経過は次のとおりです。

	開催月日	主な協議事項
第1回	平成29年 7月 5日	・南幌町の高齢化等の現状について ・現計画の進捗状況について ・第7期介護保険事業計画の策定に向けて
第2回	平成29年 9月13日	・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護調査結果について ・第7期介護保険事業計画策定の構成（案）について ・人口等の推計値について
第3回	平成29年11月22日	・介護サービス量の見込と介護保険料の考え方について ・事業計画内容について
第4回	平成29年12月20日	・第7期介護保険事業計画策定（素案）について
第5回	平成30年 月 日	・パブリック・コメントの実施結果について ・第7期計画（最終案）について

(2) 日常生活圏域ニーズ調査等の実施

計画を策定するにあたり、円滑な計画策定に必要な基礎資料とするための実態調査及び集計・分析を行うことを目的として、次の調査を実施しました。

①一般高齢者ニーズ調査

＜実施期間＞ 平成29年2月～4月

＜対象者＞ 65歳以上の高齢者で要介護認定を受けていない方

＜回答者＞ 311人

②在宅介護実態調査

＜実施期間＞ 平成29年2月～4月

＜対象者＞ 在宅で生活している要支援1～要介護5の認定を受けている方

＜回答者＞ 155人

(3) パブリック・コメントの実施

計画に対する市民の意見を募集するために、平成30年2月1日から2月20日の期間で、パブリックコメントを行いました。

6 介護保険制度の主な改正内容

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29年6月に公布され、主に次の5項目が改正されました。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- 2 医療・介護の連携の推進等
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。
- 5 介護納付金への総報酬割の導入

第2章 南幌町の現状

1 人口の推移

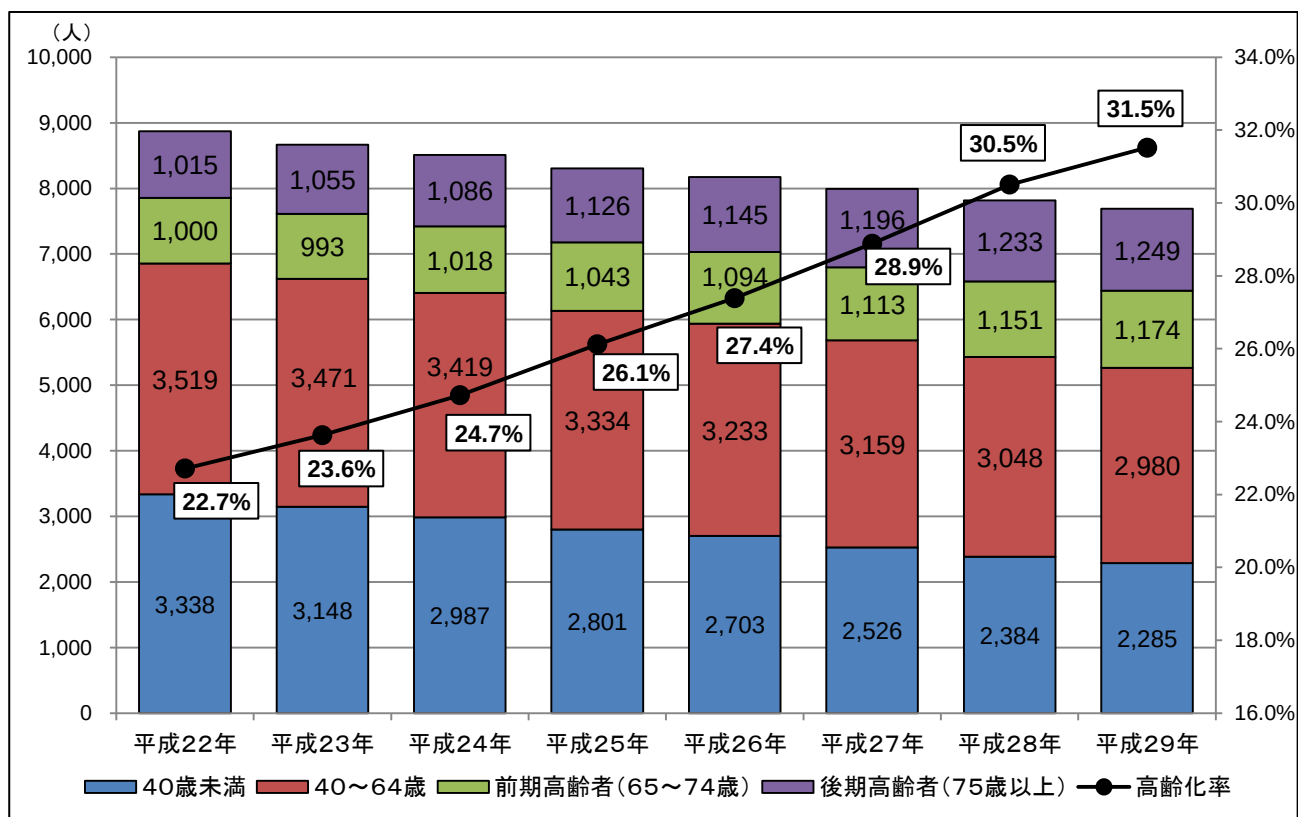
本町の総人口は、平成22年の8,872人から7,688人に減少し、反対に高齢化率は年々上昇しています。

平成28年には、高齢化率が30%を超え、約3人に1人が高齢者という状況となっています。

【人口推移】

区分		平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
年齢階層別 (人)	40歳未満	3,338	3,148	2,987	2,801	2,703	2,526	2,384	2,285
	40～64歳	3,519	3,471	3,419	3,334	3,233	3,159	3,048	2,980
	前期高齢者 (65～74歳)	1,000	993	1,018	1,043	1,094	1,113	1,151	1,174
	後期高齢者 (75歳以上)	1,015	1,055	1,086	1,126	1,145	1,196	1,233	1,249
総人口		8,872	8,667	8,510	8,304	8,175	7,994	7,816	7,688
高齢化率		22.7%	23.6%	24.7%	26.1%	27.4%	28.9%	30.5%	31.5%

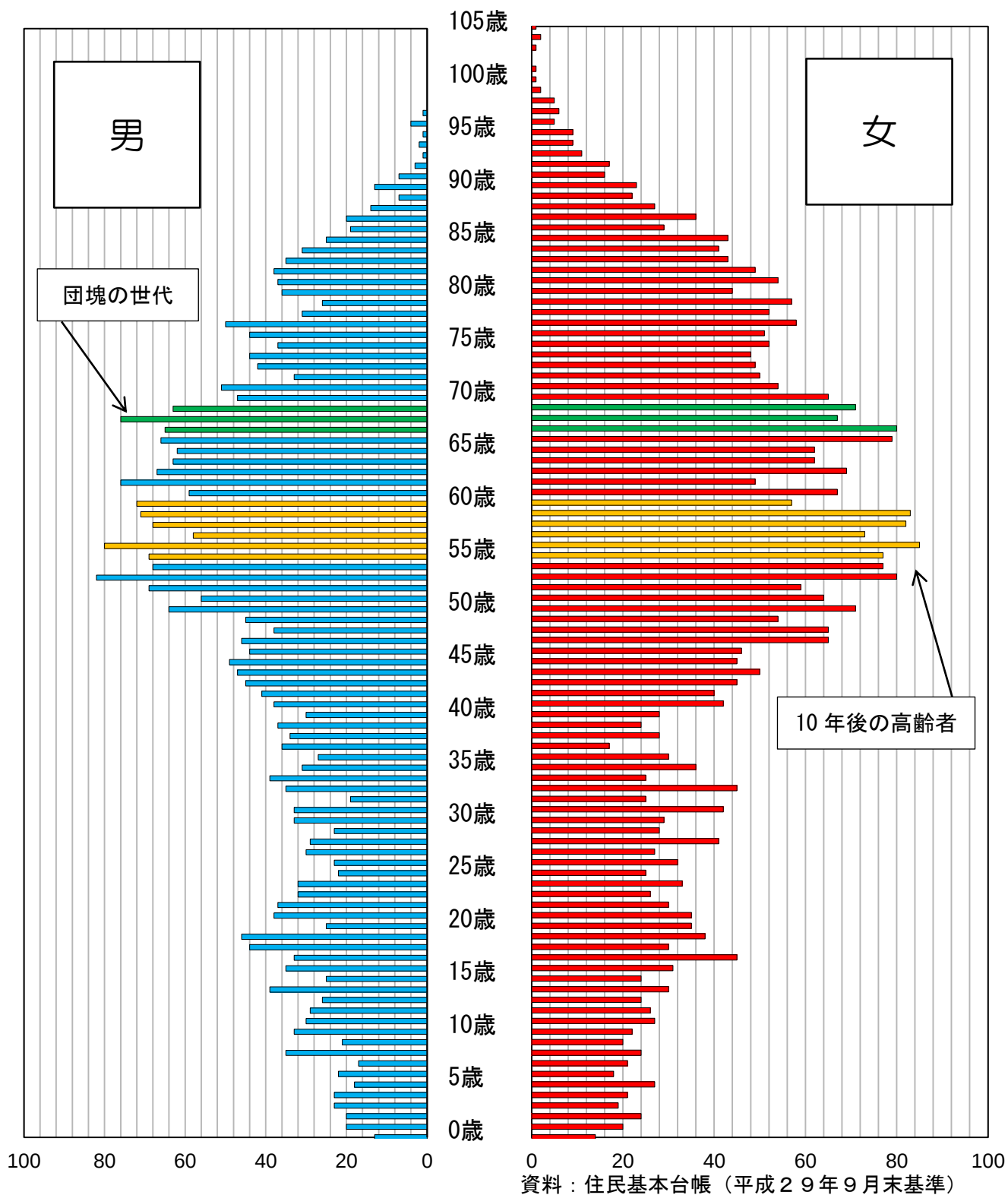
資料：住民基本台帳（各年9月末基準）



2 年齢別人口

年齢別にみると、「団塊の世代(昭和22年から昭和24年までの3年間に出生した世代)」は、平成37年には75歳以上(後期高齢者)になります。また、人口分布が多い55歳～60歳の方が、平成37年には65歳以上(前期高齢者)になることから、本町の高齢化は更に進むことが見込まれます。

【南幌町の人口ピラミッド】

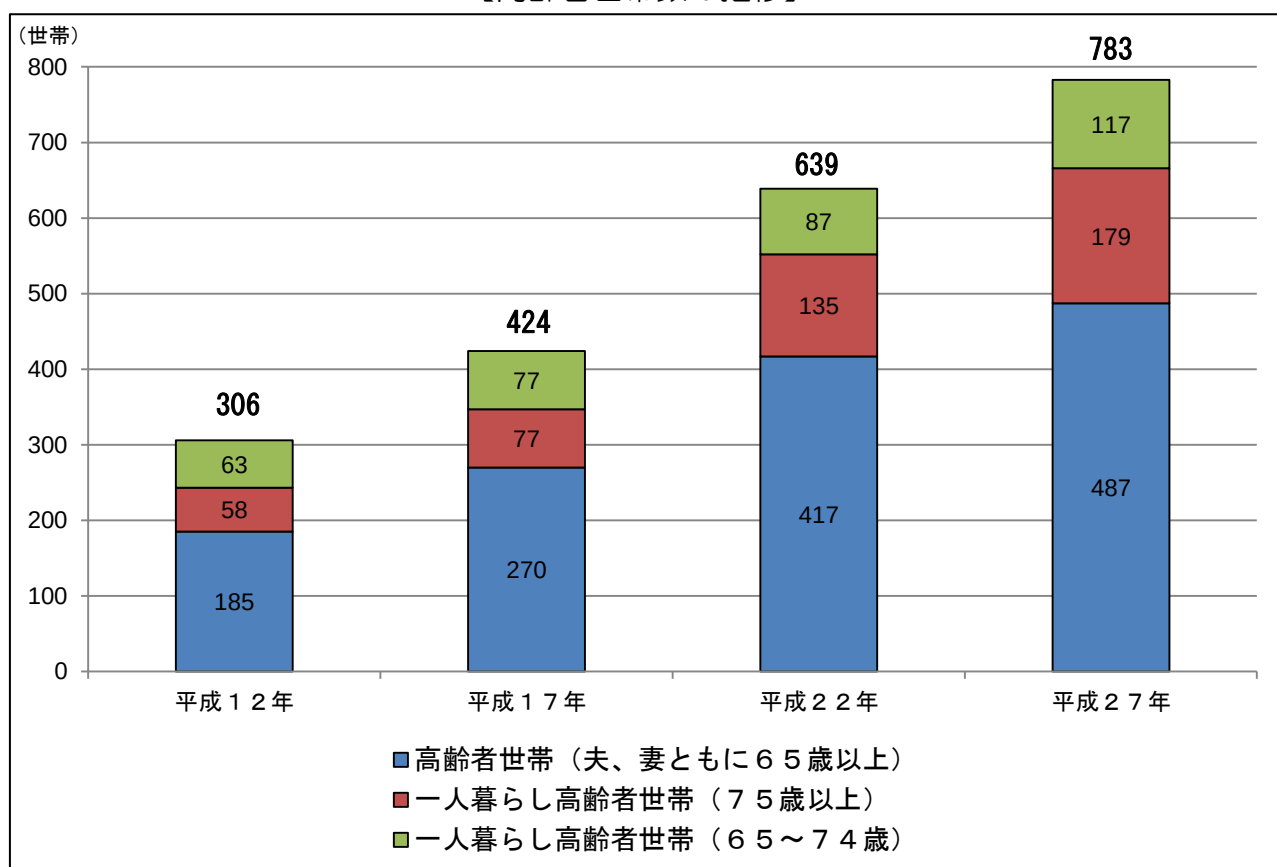


3 高齢者世帯の推移

介護保険制度が開始された平成12年からの15年間で、高齢者夫婦世帯（夫、妻ともに65歳以上）は約2.5倍に、一人暮らし高齢者世帯（75歳以上）は、約3倍に増加しています。

また、平成27年の後期高齢者1,196人に対し、一人暮らし高齢者世帯（75歳以上：179人）は、約15%を占めています。

【高齢者世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

4 要支援・要介護認定者と認定率の推移

要支援・要介護認定者は、年々増加傾向にあり、認定率も合わせて増加しています。
認定区分割合で見ると要介護１・２の認定者の割合が多い傾向にあります。

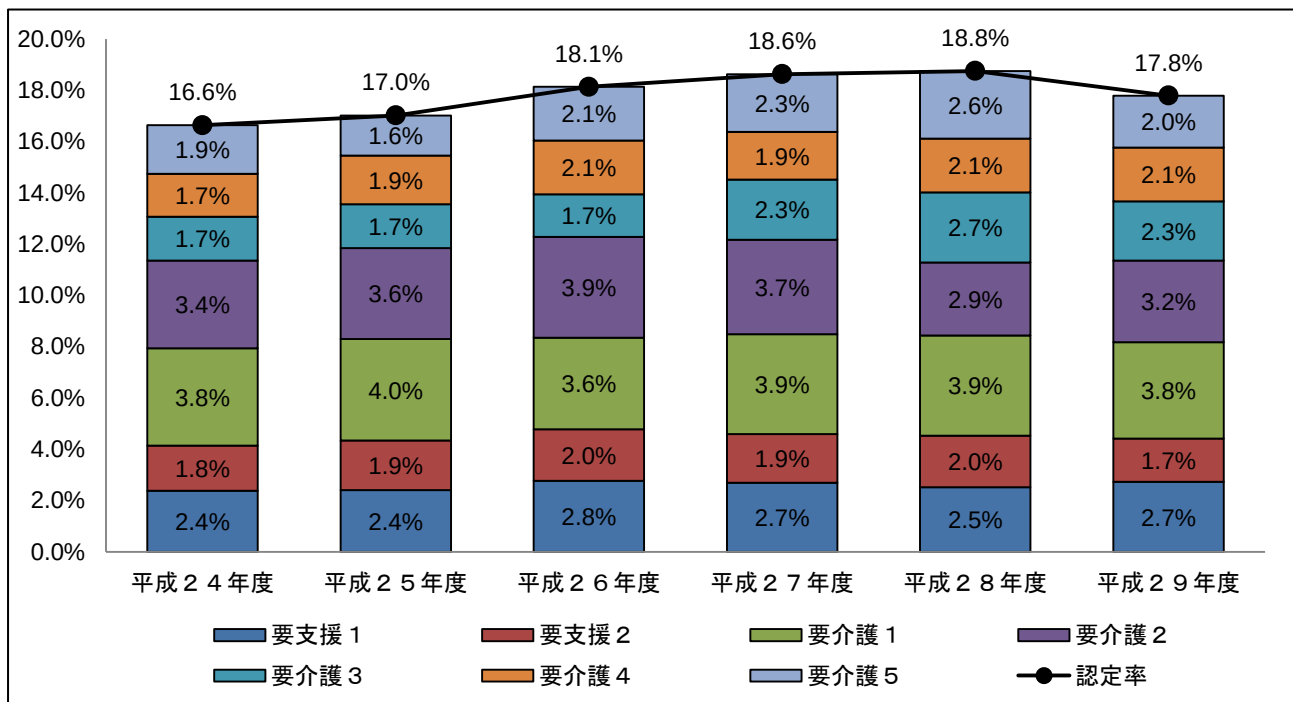
また、要支援・要介護認定率は、平成２６年度から平成２８年度において、全国の認定率を上回りましたが、平成２９年度は全国や北海道の認定率を下回っています。

【要支援・要介護認定者の推移】

区分	平成 ２４年度	平成 ２５年度	平成 ２６年度	平成 ２７年度	平成 ２８年度	平成 ２９年度
認定者数（第１号）	350	369	406	430	447	431
要支援１	50	52	62	62	60	66
要支援２	37	42	45	44	48	41
要介護１	80	86	80	90	93	91
要介護２	72	77	88	85	68	77
要介護３	36	37	37	54	65	56
要介護４	35	41	47	43	50	51
要介護５	40	34	47	52	63	49
被保険者数（第１号）	2,104	2,169	2,239	2,309	2,384	2,423
被保険者数に占める認定率	16.6%	17.0%	18.1%	18.6%	18.8%	17.8%

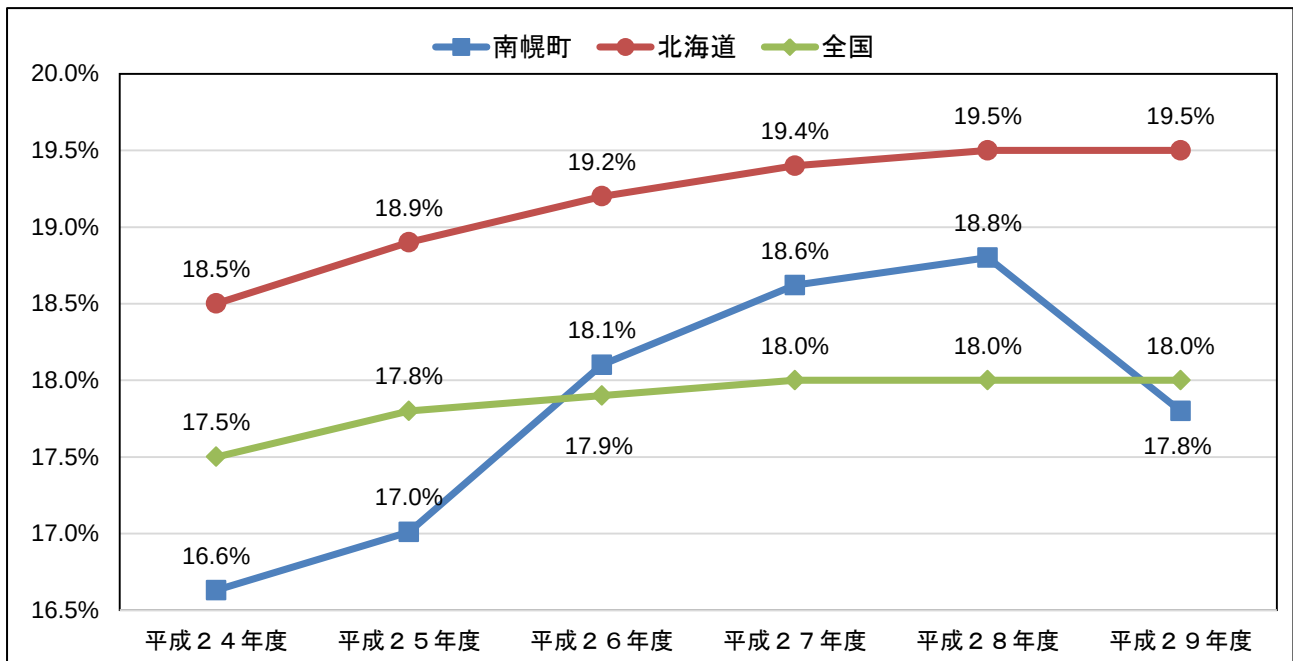
資料：介護保険事業状況報告（各年９月月報）

【要支援・要介護別認定率の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年９月月報）

【要支援・要介護認定率の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月月報）

5 要介護度別認定原因疾患（平成 28 年度）

介護が必要になった原因は、第 1 位が認知症、第 2 位が脳血管疾患、第 3 位が関節の病気となっています。（％）

	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位	
総数	認知症	37.1	脳血管疾患	15.2	関節疾患	11.3	高齢による衰弱	7.7
要支援 1	高齢による衰弱	22.2	関節疾患	19.4	脳血管疾患	12.5	認知症	12.5
要支援 2	関節疾患	30.0	高齢による衰弱	20.0	その他	11.7	脳血管疾患 認知症	6.7
要介護 1	認知症	47.4	脳血管疾患	12.4	関節疾患	10.3	その他	6.2
要介護 2	認知症	39.7	関節疾患	9.0	骨折・転倒	9.0	脳血管疾患 パーキンソン病	7.7
要介護 3	認知症	58.9	脳血管疾患	15.1	関節疾患	5.5	その他	5.5
要介護 4	認知症	42.9	脳血管疾患	24.7	関節疾患	7.8	パーキンソン病 その他	3.9
要介護 5	認知症	41.3	脳血管疾患	26.7	その他	12.0	悪性新生物 パーキンソン病	5.3

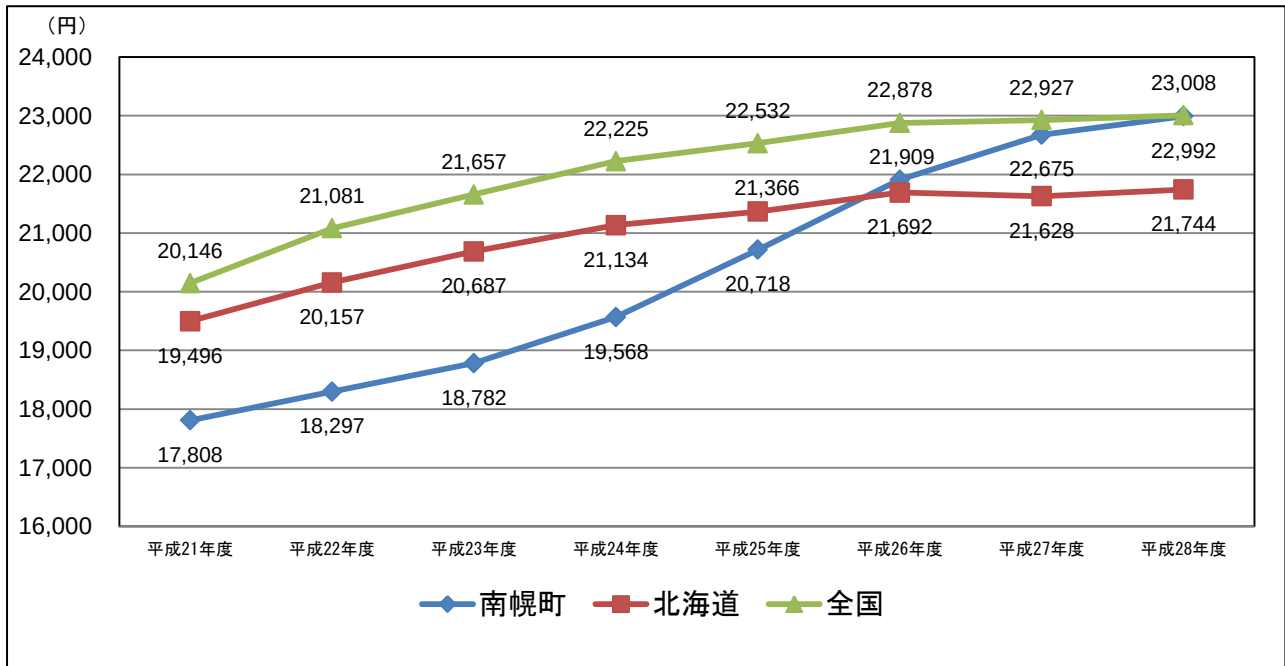
資料：主治医意見書による集計

6 第1号被保険者一人あたり給付月額の推移

第1号被保険者一人あたり給付月額は、年々上昇し、平成26年度には北海道平均値を上回り、全国平均値に近い値で推移しています。

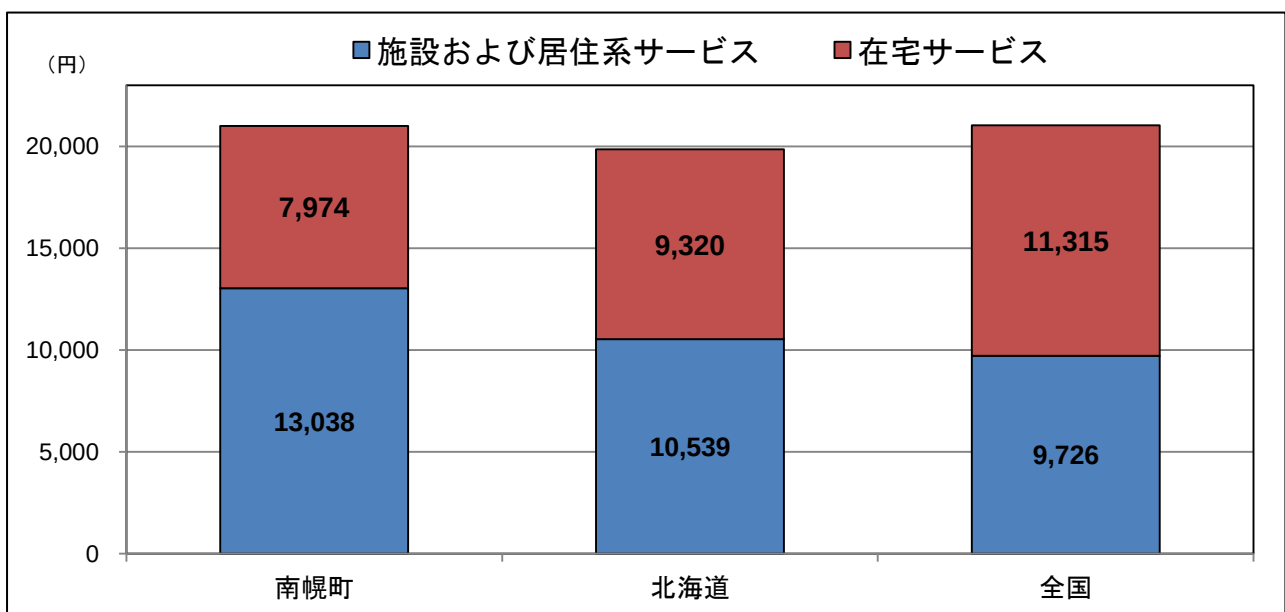
また、主なサービス別の給付月額で見ると、施設及び居住系サービス費用が全国平均値や北海道平均値を大きく上回っています。

【第1号被保険者一人あたり給付月額の推移】



資料：地域包括ケア「見える化」システム

【主なサービス別第1号被保険者一人あたり給付月額（平成28年度）】



資料：地域包括ケア「見える化」システム

7 日常生活圏域ニーズ等調査結果からみえる現状

(1) 日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査結果の概要 (詳細は資料編に掲載)

《日常生活圏域ニーズ調査》 ★65歳以上の高齢者で要介護1から5以外の方に調査

調査項目及び回答結果	今後に向けた課題
問1/2-1 介護・介助が必要になった主な原因 ①糖尿病 (16.7%) ②骨折、転倒 (13.3%)	・成人期からの生活習慣病対策 (食生活改善、軽運動普及) ・足腰の強化 (運動のきっかけ、運動のしやすい環境づくり)
問1/4 お住まいの状況 ①持家：一戸建て (94.4%)	・自宅での介護、医療体制の充実 ※1人暮らし高齢者の今後の増加の見込みも注視していく必要があります。
問2/8 外出を控えている理由は ①足腰などの痛み (40.9%) ②交通手段がない (15.5%) ③外での楽しみがない (8.5%)	・自宅、地域でのリハビリの推進 ・公共交通の利用促進、利用支援 ・いきがい、交流の場 (サロン) づくり ・公共交通の利用促進、利用支援 ・移送支援や事業化の検討
問2/9 外出する際の移動手段は ①自動車を自分で運転 (28.0%) ②人に乗せてもらう (13.3%) ③交通機関 路線バス (15.2%) タクシー (7.8%) 巡回バス (2.5%)	
問4/1 物忘れが多いと感じますか ・はい (58.2%) / いいえ (41.8%)	・認知機能低下予防活動の推進
問4/8 趣味はありますか ・趣味が思いつかない。 (21.6%)	★外出の設問とも連動 ・興味、楽しみのある活動づくりと支援 ・老人会、地域サロンへの参加周知、啓発 ・居場所づくり、地域サロンの充実
問4/9 生きがいがありますか ・生きがいがない。 (33.0%)	
問5/1 会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか ①老人クラブ/月1~3回 (44.1%) ②町内会・自治会/年に数回 (20.9%) ③趣味関係/月1~3回 (14.8%) ④スポーツ/週2~3回 (12.5%)	・老人会活動の支援 ・地域サロン活動の充実、支援

問5／4 介護支援ボランティアポイント事業に参加したいですか ・是非参加したい（26.5%） ・参加したくない（73.5%） 【参加したくない理由】 体調不良、年齢的に無理、忙しいなど	・社会福祉協議会との連携 ・事業内容の周知、啓発（活動状況）
問7／7 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか ①高血圧（28.5%） ②目の病気（11.6%） ③糖尿病（8.1%）	・生活習慣病対策（食生活改善、軽運動普及） ・医療、介護連携の強化 ・訪問診療の推進
問8／2 自分や家族が除雪できない場合どうしますか ①近所の方に頼む（26.0%） ②町のサービスに申請する（22.4%） ③業者に委託する（20.5%）	・共助意識の高揚啓発、共助のしくみづくり ・除雪サービスの充実、見直し
問8／4 運転免許証を自主返納するとしたら、何のサービスの充実が必要ですか ①タクシー・ハイヤー（34.9%） ②路線バス（30.0%） ③巡回バス（24.6%）	・利用促進、支援（利用助成） ・事業参加用の送迎支援

《在宅介護実態調査》 ★在宅で要支援1から要介護5の方に調査

問1／9 在宅生活に必要な支援・サービスは ①移 送（13.2%） ②除 雪（12.8%） ③外出同行（10.3%）	・日常生活支援の充実（送迎支援を含む）
問1／10 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか ・ほぼ毎日ある（30.8%） ★全体：介護あり（57.3%）／介護なし（42.7%）	・介護者の負担軽減の取り組み
問2／5 主な介護者の方が行っている介護等は ①【生活援助】 金銭管理や生活面に必要な諸手続き（15.0%） ②【身体介護】 外出の付き添い、送迎等（14.8%） ③【生活援助】 その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）（14.0%）	・日常生活自立支援事業（社協）の充実、支援 ・成年後見制度の啓発、手続き支援 ・日常生活支援の充実（総合事業）

問2／7 あなたが介護できなくなった時、介護を担える方はいますか ・はい（36.4％）／いいえ（63.6％）	・在宅サービスの充実 ・支え合い体制づくり
問2／11 町で「介護者のつどい」を開催していることを知っていますか ①知っているが、参加していない（42.7％） ②知らないし、参加していない（30.7％） ③知らないが、参加してみたい（22.7％）	・事業内容の周知、啓発（活動状況）

【南幌町を取り巻く課題・状況】

■国・道の動向 ○地域包括ケアシステムの深化・推進 ①自立支援、介護予防・重度化防止の推進 ②介護給付等対象サービスの充実・強化 ③在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 ④日常生活を支援する体制の整備 ⑤高齢者の住まいの安定的な確保 ○医療計画との整合性 ○地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 ○介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進 ○介護離職ゼロに向けたサービス基盤の整備、介護人材の確保 ○介護給付の適正化
■統計データ ○高齢者、高齢化率が増加している。 ○高齢者世帯（一人暮らし・夫婦のみ世帯）が増加している。 ○要介護認定者が増加している。 ○認知症、脳血管疾患、関節疾患が、介護が必要となる主な要因となっている。 ○第1号被保険者一人あたり給付月額が北海道より高く、全国とほぼ同じ。 ○施設・居住系サービスの第1号被保険者一人あたり給付月額が高い。
■アンケート調査・策定委員会などからの意見 ○趣味・生きがいが見つからない人が多くなっている。 ○移動には車が必要な方が多い。 ○地域の交流の場に参加しない人が多い。 ○ボランティアの高齢化と会員の減少している。人材育成・確保が必要。 ○老人クラブの加入者、参加者が減っている。 ○近所においてできる共助（互助）のある地域づくり。 ○病院・買い物に特化した支援の検討。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 ～地域包括ケアシステムの実現に向けて～

第6期計画は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、「地域包括ケアシステム」の構築の実現に向けた中長期的な計画としてスタートしました。

第7期計画は、中長期的な計画の2期目として、第6期計画での施策をさらに充実し、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められます。

そのため、第7期計画は、第6期計画の基本理念である「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を送ることのできるまち」を承継することとします。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で

自分らしい生活を送ることのできるまち

2 基本目標

地域住民と行政などが協働し、これまでの公的な高齢者施策、介護、医療などの支援体制に加え、高齢者が自ら生活を支え、自分らしく生活できる「自助」や地域で支え合う「互助」を組み合わせるなど、今後、多様な担い手がそれぞれの役割のもと、地域全体で取り組むまちづくりが求められています。

これらのことから、第7期南幌町介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、基本理念と地域包括ケアシステムの実現に向け、次の4つの基本目標を掲げます。

■基本目標1：いきいき暮らす地域づくり

■基本目標2：健康で暮らす地域づくり

■基本目標3：安心して暮らす環境づくり

■基本目標4：高齢者を支える体制づくり

3 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	主な取組内容
高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を送ることの支援	1 いきいきと暮らす 地域づくり	(1) 生きがい活動の充実と 生涯学習活動の推進	・老人クラブ（老人クラブ連合会）活動支援 ・地域サロンづくり事業 ・高齢者いきいき健康マージャン ・高齢者元気ハツラツリアル野球盤 ・ふれあいの湯入浴料助成 ・南幌町さわやかカレッジ ・福祉スポーツ大会 ・ひだまりサロン ・ふれあい食事交流会
		(2) 社会参加の推進	・介護支援ボランティアポイント事業 ・高齢者事業団活動支援
	2 健康で暮らす 地域づくり	(1) 生活習慣病予防の推進	・健康づくり事業（特定健康診査／後期高齢者健康診査／がん検診／巡回脳検診／エキノコックス検診） ・高齢者予防接種事業（インフルエンザ・肺炎球菌） ・家庭訪問 ・健康教育
		(2) 介護予防の推進	・男の料理教室 ・快足シャキッと倶楽部 ・高齢者運動促進事業（貯筋力アップ事業） ・高齢者水中運動事業 ・ノルディックウォーキングボール貸出 ・元気応援ネットワーク事業 ・フィットネス教室
	3 安心して暮らす 環境づくり	(1) 生活支援サービスの充実	・配食サービス事業 ・住宅改修、福祉用具貸与、購入事業 ・福祉用具相談、レンタル事業 ・緊急通報装置設置事業 ・あんしんキット配布事業 ・地震発生時要援護者安否確認事業 ・除雪サービス事業 ・高齢者等屋根雪下ろし費用助成事業 ・安全安心見守りネットワーク ・高齢者虐待防止ネットワーク事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・シルバーハウジング生活援助員派遣事業 ・社会福祉法人等利用者負担軽減事業 ・町内巡回バス運行事業 ・高齢者運転免許証自主返納支援事業 ・らくらく移送サービス事業
		(2) 認知症高齢者の支援	・認知症サポーター養成講座 ・認知症高齢者等SOSネットワーク事業 ・認知症地域支援推進員の配置 ・認知症初期集中チーム ・認知症高齢者等位置情報機器貸与事業
		(3) 介護者支援の充実	・介護者のつどい事業 ・こころの健康相談
		(4) 高齢者の住まいの支援	・住宅改修相談窓口事業 ・住宅リフォーム等助成事業 ・道営シルバーハウジング ・養護老人ホーム入所措置 ・サービス付高齢者住宅
	4 高齢者を支える 体制づくり	(1) 介護保険サービスの充実	・総合相談窓口 ・介護予防日常生活支援総合事業 ・介護サービス情報の公開
		(2) 在宅医療・介護連携の推進	・保健福祉医療サービス調整推進会議 ・地域保健医療福祉連絡会議 ・在宅医療介護連携事業
		(3) 支援体制づくりの推進	・地域ケア会議（地域包括ケア推進会議・個別会議） ・高齢者生活支援地域づくり推進事業 ・介護人材の確保 ・介護離職ゼロに向けた取組み

4 基本目標と施策の取り組み

■基本目標１：いきいき暮らす地域づくり

高齢期を迎えても健康でいきいきと生活していくためには、年齢にとらわれることなく、積極的に活動し、自立した生活をしていくための生きがいがづくりを進めていくことが必要です。

また、高齢者が介護ボランティアや地域の見守り・支え合い活動の担い手となり、地域を活性化させていくことが重要です。

そのため、高齢者自身が培ってきた知識や経験、技術を活かすことにより、地域の担い手や就労、学習活動や交流など、地域社会と関わりながら主体的に活躍できる場の確保に努め、生涯を通じた活動や生活ができる地域づくりを進めます。

（１）生きがい活動の充実と生涯学習活動の推進

老人クラブ（老人クラブ連合会）活動支援 〈保健福祉課〉

各地区を基盤とした高齢者が自主的に集まり、21団体（平成29年度現在）の老人クラブが社会奉仕や趣味・教養、各種スポーツ、レクリエーションなどの活動を行いながら交流と親睦を深めています。

しかし、後期高齢者の脱会や価値観の多様化により老人クラブの会員が減少傾向にあります。

引き続き、老人クラブ活動の企画や老人クラブ連合会の運営を支援し、高齢者の参加促進と生きがいがづくりを推進します。

地域サロンづくり事業 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

隣り近所などの身近な人たちとの接点を持つことはもとより、地域の高齢者が気軽に立ち寄り、交流を深める場として地域の方々が主体となってカフェサロンを運営しています。

社会参加の促進と高齢者の生きがいがづくりを図り、孤立感の解消や地域での支え合いにつながるサロンづくりを推進します。

	第6期 実績			第7期 計画		
	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32
開催場所（箇所）	2	5	6	7	7	8
延参加者（人）	493	936	1,200	1,300	1,300	1,400

高齢者いきいき健康マージャン 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

マージャンを通じて、高齢者の仲間づくりや老化防止を図り、高齢者の生きがいを推進します。

	第 6 期 実績			第 7 期 計画		
	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32
開催回数（回）	23	48	48	48	48	48
延参加者（人）	1, 090	2, 147	2, 150	2, 200	2, 200	2, 300

高齢者元気ハツラツリアル野球盤 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

高齢者の生きがいと閉じこもり防止を図るため、高齢者で簡単に楽しめるゲームの貸し出しを行い、老人クラブなどの活動の活性化を促しています。

また、単位老人クラブを対象とした「リアル野球盤」の大会を開催します。

	第 6 期 実績			第 7 期 計画		
	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32
貸出回数（回）	1	1	3	4	5	6

ふれあいの湯入浴料助成 〈保健福祉課〉

町内在住の60歳以上の方を対象に保健福祉総合センター「あいくる」内の公衆浴場「ふれあいの湯」の入浴料金を助成しています。

南幌町さわやかカレッジ 〈教育委員会〉

社会的知識の習得をはじめ、交流を通じた仲間づくりと生きがいづくりなど、充実した生涯学習の機会を提供しています。

福祉スポーツ大会 〈老人クラブ連合会〉

高齢者や障がい者がスポーツを通じ相互の親睦を深め、生きがいや健康維持を目的に行われています。

ひだまりサロン 〈社会福祉協議会〉

高齢者等の閉じこもり、話し相手がいない、寂しいなどの不安を解消するために、気軽に、無理なく、楽しく、自由に過ごせる場所でレクリエーションや健康体操が行われています。

ふれあい食事交流会 〈社会福祉協議会〉

70歳以上の一人暮らしの高齢者を対象に会食を通じて交流を深めることを目的に行われています。

(2) 社会参加の推進

介護支援ボランティアポイント事業 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

介護施設や社会福祉協議会、地域包括支援センターが行う介護予防事業等でボランティア活動に参加した高齢者等にポイントを付与し、高齢者自身の社会参加を促しています。

しかし、活動登録者の高齢化が進んでいることから、40歳から50歳代の登録者を増やすため、活動の場の拡大を図るとともに活動内容の周知、啓発を行います。

	第6期 実績			第7期 計画		
	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32
活動登録者（人）	—	63	90	100	110	120
うち 65 歳未満(人)		12	12	12	12	12

高齢者事業団活動支援 〈保健福祉課〉

南幌町高齢者事業団では、高齢者の能力と経験を活かし、希望する仕事を通じて生きがいづくりや社会参加が図られるよう、高齢者の就業の機会が提供されています。

地域の関係機関との連携による高齢者の就業機会の拡大を図るとともに、高齢者事業団の活動紹介など、会員の加入促進等の支援を行います。

■基本目標２：健康で暮らす地域づくり

毎日を生き生きと暮らすためには、日頃からの健康づくりが大切です。

介護を必要としない元気な高齢者に対して、生活習慣病などの疾患の発症予防や重度化予防の取り組みを進めるとともに、「快足シャキッと倶楽部」など介護予防に効果のある体操など広く普及啓発し、健康寿命を延伸できるよう取り組みを進めます。

また、身近な地域でも介護予防の取り組みが行える仕組みづくりを進め、高齢者が地域でつながりながら、健康で活動的な生活が送れるよう支援し、元気な高齢者を増やします。

（１）生活習慣病予防の推進

健康づくり事業 〈保健福祉課〉

◇特定健康診査・重症化予防の生活、栄養指導

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を実施することが、各医療保険者ごとに義務づけられているため、南幌町国民健康保険加入者の４０歳から７４歳までの方を対象に、身体計測、血液検査、尿検査、心電図検査等を実施しています。

この健診は、単に病気を発見するだけでなく、生活習慣病を改善して生活の質を向上させることを目的としているため、健診結果を自分自身のライフスタイルに照らし合わせ、生活、栄養習慣を自ら改善できるよう支援します。

◇後期高齢者健康診査・生活栄養指導

７５歳以上の後期高齢者を対象に特定健康診査と同様の検査項目により健診を実施し、生活習慣病の早期発見、早期治療と併せて健康状態の確認が行えるよう支援しています。

◇がん検診

がんの早期発見、早期治療を目的に、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん・前立腺がんの検診を実施しています。

◇巡回脳検診

移動検診車のMRI検査により、脳の疾患を早期発見し、適切な治療と生活改善を促しています。

◇エキノкокクス検診

北海道にはエキノкокクス症という、道外ではあまり見られない病気の感染の恐れから、検診受診の必要性を周知しています。

高齢者予防接種事業 〈保健福祉課〉

◇高齢者インフルエンザ予防接種

インフルエンザの感染予防のために、65歳以上の高齢者を対象に予防接種費用を助成しています。

◇高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎球菌による肺炎の重症化を防止するため、対象となる高齢者に対し接種費用を助成しています。

家庭訪問 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

高齢者の自宅に保健師や管理栄養士等が訪問し、介護、健康、栄養、生活に関する相談や指導を行っています。

閉じこもりや虚弱、初期の認知症等の高齢者と面談できるよう、民生委員や老人クラブなど地域の方との連携を強化します。

健康教室 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

保健師、管理栄養士が老人クラブなどの会合に出向き、健康増進や介護予防に関する知識の普及、啓発を行っています。

(2) 介護予防の推進

男の料理教室 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

男性の買い物、料理など食生活における自立と食を通じた健康づくりができるよう支援しています。

	第6期 実績			第7期 計画		
	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32
開催回数(回)	16	12	12	12	12	12
延参加者(人)	212	194	200	210	220	230

快足シャキット倶楽部 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

運動指導員による筋力トレーニング、ストレッチを中心とした軽運動や健康講話、栄養講話、調理実習等を行い、参加者が健康づくりや介護予防を意識した生活を行えるよう支援しています。

	第 6 期 実績			第 7 期 計画		
	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32
開催回数（回）	90	90	90	100	100	100
延参加者（人）	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300

高齢者運動促進事業（貯筋力アップ事業）〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

老人クラブ等に運動指導員を派遣し、筋力トレーニングやストレッチ体操と軽運動を実施しています。

また、身近な場所で自主的に運動が取り組めるよう、映像機器の貸与と筋力トレーニングやストレッチ体操のDVDを配布しています。

	第 6 期 実績			第 7 期 計画		
	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32
実施場所（箇所）	6	9	10	11	11	12
延参加者（人）	336	1,016	1,020	1,030	1,030	1,040

高齢者水中運動事業 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

足、腰の関節等への負担が少ない水中による筋力の維持向上、心肺機能向上が得られる水中運動を町民プールを活用して行っています。

	第 6 期 実績			第 7 期 計画		
	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32
開催回数（回）	11	31	36	36	36	36
延参加者（人）	88	304	336	400	400	400

ノルディックウォーキングポール貸出 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

高齢者の健康増進を図ることを目的に、ノルディックウォーキング用ポールの貸出を行っています。

元気応援ネットワーク事業 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

老人クラブやカフェサロン等、元気高齢者の集まりに介護専門職員等を派遣し、介護予防の講話や実践、レクリエーション等を行い、介護予防の取り組みを支援します。

	第6期 実績			第7期 計画		
	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32
開催回数（回）	—	—	2	4	4	4

フィットネス教室 〈教育委員会〉

運動指導員によるゴムチューブなどによる筋力トレーニングや軽快な音楽に合わせたリズム運動、ストレッチ体操により筋力を強化、維持し、骨粗しょう症の予防に取り組んでいます。

■基本目標３：安心して暮らす環境づくり

高齢者の多くは自宅で暮らし続けることを望んでいます。

高齢者が自宅で安心して生活するためには、高齢者の生活を支えるサービスが必要です。

第６期の計画期間中では、介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、新たな多様な生活支援サービスが始まるなど、高齢者のニーズに即したサービスの見直し・充実に努めてきました。

今後、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に対応するため、介護者等の支援も含め、在宅支援サービスの充実や地域での支援体制づくりを進めます。

高齢化に伴い自動車の運転が難しくなった場合、外出機会が減少し、社会的な孤立が懸念されることから、高齢者が外に出やすくなる移動支援、居場所づくり、楽しみづくりなど、より充実に向けて関係機関との協議や他の事業などと合わせた支援策について検討します。

（１）生活支援サービスの充実

配食サービス事業 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

認知症、障がい、退院時の虚弱等の理由により食事の支度が困難な一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して、管理栄養士のアセスメントにより昼食・夕食を配達するとともに、安否確認も行っています。

また、高齢者の多様な生活スタイルに適した配食に応えるため、民間事業者が実施しているサービスの利用についても助言しています。

住宅改修・福祉用具貸与・購入事業 〈住民課〉

要支援・要介護認定者に対し必要性に応じて、住宅改修・福祉用具貸与及び購入の制度を利用し、転倒防止等による介護度の悪化防止や日常生活の自立を促すための支援を行っています。

福祉用具相談・レンタル事業 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

介護保険適用外の高齢者もしくは要支援・要介護認定者で退院、退所による在宅生活の移行のための外泊等、自立を支援するための福祉用具（ポータブルトイレ・シャワーチェア・四点杖）の相談や一時的な貸出しを行っています。

緊急通報装置設置事業 〈保健福祉課〉

一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の自宅に緊急通報装置を設置し、24時間体制（消防南幌支署との直通）で急病等の緊急時における迅速かつ適切な救急救助体制が整っています。

あんしんキット配布事業 〈保健福祉課〉

一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯等に緊急連絡先や主治医情報等を記入した用紙を入れて保管のできる「あんしんキット」容器を配布し、急病などで救急隊が駆け付けた際に、かかりつけ医療機関等を素早く確認できることで、迅速な救急対応につなげています。

	第6期 実績			第7期 計画		
	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32
設置人数（人）	1,000	1,080	1,100	1,120	1,140	1,160
うち75歳以上への設置数（人）	519	444	570	575	580	585

地震発生時要援護者安否確認事業 〈保健福祉課〉

要介護3以上の一人暮らしや夫婦世帯、身体障がい者（身体障害者手帳2級以上（内部障がい除く）・療育手帳A判定・精神保健福祉手帳1級）がいる世帯で、要援護の登録をした世帯を対象に震度4以上の地震発生時に電話や訪問にて安否確認を行っています。

また、現在登録されている要援護者を災害時における「避難行動要支援者」として、地域ぐるみで円滑に安否確認や避難支援が行える体制づくりに努めます。

除雪サービス事業 〈保健福祉課〉

高齢者のみの世帯又は障がい者のみの世帯等で疾病、身体障がいにより除雪が困難な方に対し、身体的、精神的な軽減と閉じこもり防止対策として、公道除雪が行われた日に公道から自宅まで、又は公道除雪が終わった後の自宅間口に残る雪の除雪を行っています。

高齢者等屋根雪下し助成事業　〈保健福祉課〉

高齢者世帯等の冬の暮らしの安全確保を目的に自力での雪下ろしが困難な高齢者等の住宅屋根の雪下ろしにかかった費用の一部を助成しています。

安全安心見守りネットワーク事業　〈保健福祉課〉

高齢者や障がい者、子どもなどの見守りを必要とする方を町と民間事業所等が連携し、異変を早期に発見して必要な対応を行う体制が整っています。

また、一人暮らし高齢者や孤立しがちな高齢者等が安心して生活できるよう、支援を必要とする高齢者を把握し、「せわすき・せわやき隊」による定期的な見守り、声掛けを新たに実施し、ネットワークの充実を図ります。

高齢者虐待防止ネットワーク事業　〈保健福祉課・地域包括支援センター〉

高齢者の平穏な生活を確保するため、関係機関との連携を図り、通報があった場合には迅速に対応しています。

また、高齢者への虐待防止を図るための啓発を行います。

成年後見制度利用支援事業　〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

認知症などの理由で判断能力が不十分なため、財産管理、施設入所契約締結等が困難となる恐れがある場合に、制度利用についての相談、申立てに要する費用や成年後見人の報酬の助成を行います。

これまで、町の申し立てによる成年後見制度を活用した事例はありませんが、制度の理解を深めるために講演会等を開催し、周知・啓発を図ります。

シルバーハウジング生活援助員派遣事業　〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

道営シルバーハウジングに居住する高齢者に対し、生活援助員による生活指導や相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応など、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援しています。

社会福祉法人等利用者負担軽減事業 〈住民課〉

生計困難と認められる軽減対象者が、社会福祉法人等が提供する軽減対象となる介護保険サービスを利用した場合、利用者負担の一部が軽減されます。

軽減された利用者負担額を、社会福祉法人等に対して町が助成しています。

町内巡回バス運行事業 〈まちづくり課〉

民間バス路線のない地域の運行路線上であれば、どこでも自由に乗り降りができる「フリー乗降（自由乗降）」となっている町内巡回バスを運行しています。

高齢者運転免許証自主返納支援事業 〈住民課〉

高齢運転者による交通事故を未然に防ぐ観点から、運転免許証の返納を促すことを目的に自主返納した65歳以上の高齢者に対して、ハイヤー利用券（初乗り料金24回分／年：3カ年を限度）の交付を行い、運転免許証返納者の移動手段の確保を図っています。

らくらく移送サービス事業 〈社会福祉協議会〉

普通自動車への乗り降りが不自由である要支援・要介護認定者及び障がい者を対象に、医療機関への通院及び入退院、公的機関における諸手続きのための移送支援が行われています。

（２）認知症高齢者の支援

高齢化に伴い、認知症高齢者が増加することが想定されます。

これまで、認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられる体制づくりを進めるため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備や認知症地域支援推進員の配置を図ってきました。

国は、認知症施策の推進のため、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）に沿った取組みを提唱しています。

本町においても、新オレンジプランの内容を踏まえ、第6期事業計画に引き続き、認

知症高齢者の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症に対する理解を図るとともに認知症の予防、認知症高齢者への対応、その家族への支援に取り組みます。

認知症サポーター養成講座 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

本町の認知症サポーター養成講座を受講した方は、1,120人（平成29年3月末時点）となっています。

認知症について正しく学び、認知症高齢者の見守りや家族に対する理解を深め、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを増やしていきます。

	第6期 実績			第7期 計画		
	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32
延受講者（人）	1,059	1,120	1,210	1,280	1,350	1,420

認知症高齢者等SOSネットワーク事業 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

徘徊等の心配のある高齢者を事前に登録し、所在不明となった徘徊症状のある認知症高齢者等を関係機関が相互に連携し、速やかな発見・保護と徘徊再発防止の支援を行っています。

認知症地域支援推進員の配置 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

地域において認知症高齢者とその家族を支援するため、関係者の連携強化及び相談支援や支援体制の構築を目的として、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。

認知症初期集中支援チーム 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

認知症が疑われる方又は認知症高齢者やその家族を訪問し、初期の支援を集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療や支援につなげ、自立する生活のサポートを行っています。

認知症高齢者等位置情報機器貸与支援事業 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

徘徊等の心配のある高齢者を介護する方に、高齢者が外出したときに、その居場所を確認できる小型GPS端末機の貸し出しを行っています。

(3) 介護者支援の充実

介護者のつどい事業 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

認知症高齢者や要介護者を介護する家族等に対して、適切な知識・技術の習得やサービスの利用に向けての情報提供、介護者同士の情報交換、交流を行っています。

今後、高齢者の増加に伴い介護する方も増えることが想定されるため、事業内容を周知するとともに介護する方が安心して利用できる制度などの情報提供、リフレッシュできる事業の充実やニーズの把握に努めます。

こころの健康相談 〈保健福祉課〉

月1回の精神科医師によるこころの健康相談を実施し、治療の必要性の判断やカウンセリングにより、認知症や物忘れなどを含めた心のケアを行っています。

(4) 高齢者の住まいの支援

住宅改修相談窓口事業 〈都市整備課〉

住宅政策との連携を図りながら、高齢者のためのバリアフリー化等住宅改修に対する支援を行っています。

住宅リフォーム等助成事業 〈都市整備課〉

住宅の安全性、耐久性及び居住環境の向上を図るとともに、安心して住み続けられる住まいを推進するために、リフォーム等に要する費用が30万円以上で、町内資格登録業者が工事を実施したものに対し、費用の20%、上限30万円までの費用を助成しています。

道営シルバーハウジング　〈都市整備課〉

町内には、北海道が運営・管理するシルバーハウジングが4棟（20戸）整備されています。

養護老人ホーム入所措置　〈保健福祉課〉

老人福祉法に基づき、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を養護します。

サービス付高齢者住宅

町内には、民間事業所によるサービス付高齢者住宅が1施設（12人）整備されています。

■基本目標４：高齢者を支える体制づくり

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会の実現に向け、医療と介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

介護や支援を必要とする高齢者の増加が想定されることから、国の介護給付費適正化計画と整合性を図りながら、必要な介護サービスが適正に提供されるように取り組みます。

さらに高齢者の権利擁護や生活支援など、様々なニーズを抱える高齢者を包括的に支える仕組みとして、地域包括支援センター機能の充実や関係機関との連携を図り、生活支援等サービスの提供体制の整備を進めます。

（１）介護保険サービスの充実

総合相談窓口 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

サービスに関する情報等の初期相談をはじめ、様々なサービス等の利用へのつなぎの他に医療、介護、住まい、生活支援、認知症の早期発見のための物忘れ相談など、多様な相談に応じています。

また、地域で広く高齢者の相談に応じるため、民生委員児童委員、人権擁護委員、老人クラブ会長を在宅高齢者相談協力員として委嘱しています。

介護予防・日常生活支援総合事業 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

介護保険法の改正により、予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実用に応じた取り組みとされ、本町においては平成２９年４月より既存のサービスに加えて、住民主体による訪問型サービスを展開し、要支援者や事業対象者に掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供しています。

今後、日常生活の支援を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、高齢者生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業）と連携しながらニーズを把握し、多様な主体が生活支援サービスを提供できる体制の整備を図ります。

介護サービス情報の公開 〈保健福祉課〉

医療、介護サービス情報だけではなく、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービス事業の所在地やサービス内容について、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムを活用し広く住民に情報を提供します。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者を地域で支えていくためには、居宅等において訪問診療等の提供が不可欠であり、引き続き、医師、歯科医師、看護師、リハビリテーションなどの医療関係職種と介護福祉士、介護支援専門員などの介護関係職種との連携により、在宅医療と介護サービスの一体的な提供体制の整備を図ります。

保健福祉医療サービス調整推進会議　〈保健福祉課〉

医療機関を含めた関係機関との連携を図り、施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、月に1回定例で開催しています。

介護支援専門員等が情報交換を行い、介護サービスのみならず、介護予防事業、高齢者福祉サービス、健康づくり事業や老人クラブ活動など様々な社会資源を活用できるよう調整しています。

地域保健医療福祉連絡会議　〈保健福祉課〉

在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、町立南幌病院医師及び看護師との連携を図るため、3か月に1回定例で開催しています。

個別ケースの情報交換や町全体の高齢者を取り巻く状況、介護予防の観点からの健康づくり等について情報交換を行い、医療と保健福祉の連携が図れるよう調整しています。

在宅医療・介護連携事業　〈保健福祉課〉

医療・介護関係者間での連携を円滑にするため、それぞれの職種がお互いの分野について情報等を共有できるよう、医療・介護関係者に対する研修等を行います。

(3) 支援体制づくりの推進

地域ケア会議　〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

◆南幌町地域包括ケア推進会議

高齢者が、できるだけ住み慣れた地域で、自分らしく生活できるように、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を

推進することを目的に開催します。

＜主な内容＞

- ①地域支援事業や高齢者福祉事業の推進及び支援について
- ②地域包括支援センターの運営・評価について
- ③地域密着型サービス事業の運営、効果的な支援の評価及び指定について
- ④高齢者虐待に関する実施評価について
- ⑤認知症初期集中支援チームに関する実施評価について
- ⑥高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりについて

※「南幌町高齢者虐待防止ネットワーク会議」及び「南幌町認知症初期集中支援チーム検討委員会」を同時開催します。

◆南幌町地域ケア個別会議

生活支援等の困難な高齢者に対して課題を解決するため、地域や多職種の協働により個別の支援内容の検討を行います。

高齢者生活支援地域づくり推進事業 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

高齢者の健康と自立した生活を地域で支え合う体制づくりの普及啓発を推進し、高齢者が安心して生活できる地域社会づくりを目的に行政区・町内会単位で地域住民同士の意見交換会を行います。

	第 6 期 実績			第 7 期 計画		
	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32
実施箇所数	4	2	1	1	1	1

生活支援体制整備事業 〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

生活支援を必要としている方のニーズを把握し、不足しているサービスの創出に向けた働きかけを行う高齢者生活支援コーディネーターを配置しています。

引き続き、高齢者の支え合いの在り方について、社会福祉協議会や地域サロンづくり事業、介護支援ボランティアポイント事業の協力者、介護予防サービス事業者などと定期的な情報交換を行い、支え合いの仕組みづくりを検討します。

介護人材の確保　〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

介護職員の人材不足が進んでいるため、北海道で行われる事業等も活用し人材を養成するとともに、潜在的な有資格者の掘り起しに努めます。

また、小中高生による介護事業所等での体験活動を通じて、介護に対する理解やイメージアップを図ります。

介護離職ゼロに向けた取組み　〈地域包括支援センター：地域支援事業〉

介護する方が、介護を理由に離職することがないように、町内一般事業所を対象に、介護休業に係る制度を含めた労働環境に関する制度の周知を行います。

第4章 介護保険制度の円滑な運営

1 地域包括支援センター

(1) 設置の目的

一人ひとりの高齢者が安心して住みなれた地域で暮らし続けていくためには、高齢者の個々の状態にあったサービスを提供していく必要があります。医療・介護・福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供される地域体制の構築を図るため、地域包括ケアの推進が求められています。

そのために、地域包括支援センターは介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことはもとより、住まいや医療、介護、福祉サービスを含めた支援を一体的に提供するためのコーディネート機関として設置されます。

(2) 南幌町地域包括支援センター

本町では、平成18年度から、生活圏域をひとつとして、町直営の地域包括支援センターを南幌町保健福祉総合センター「あいくる」内に設置しています。

町地域包括支援センターでは、地域支援事業の実施を通じて多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めています。

また、地域包括支援センターの運営を地域の関係者全体で協議、評価する場として、南幌町地域包括ケア推進会議を設置し、実績・評価（PDCA）に基づき適切な運営を推進します。

2 人口推計

(1) 推計方法

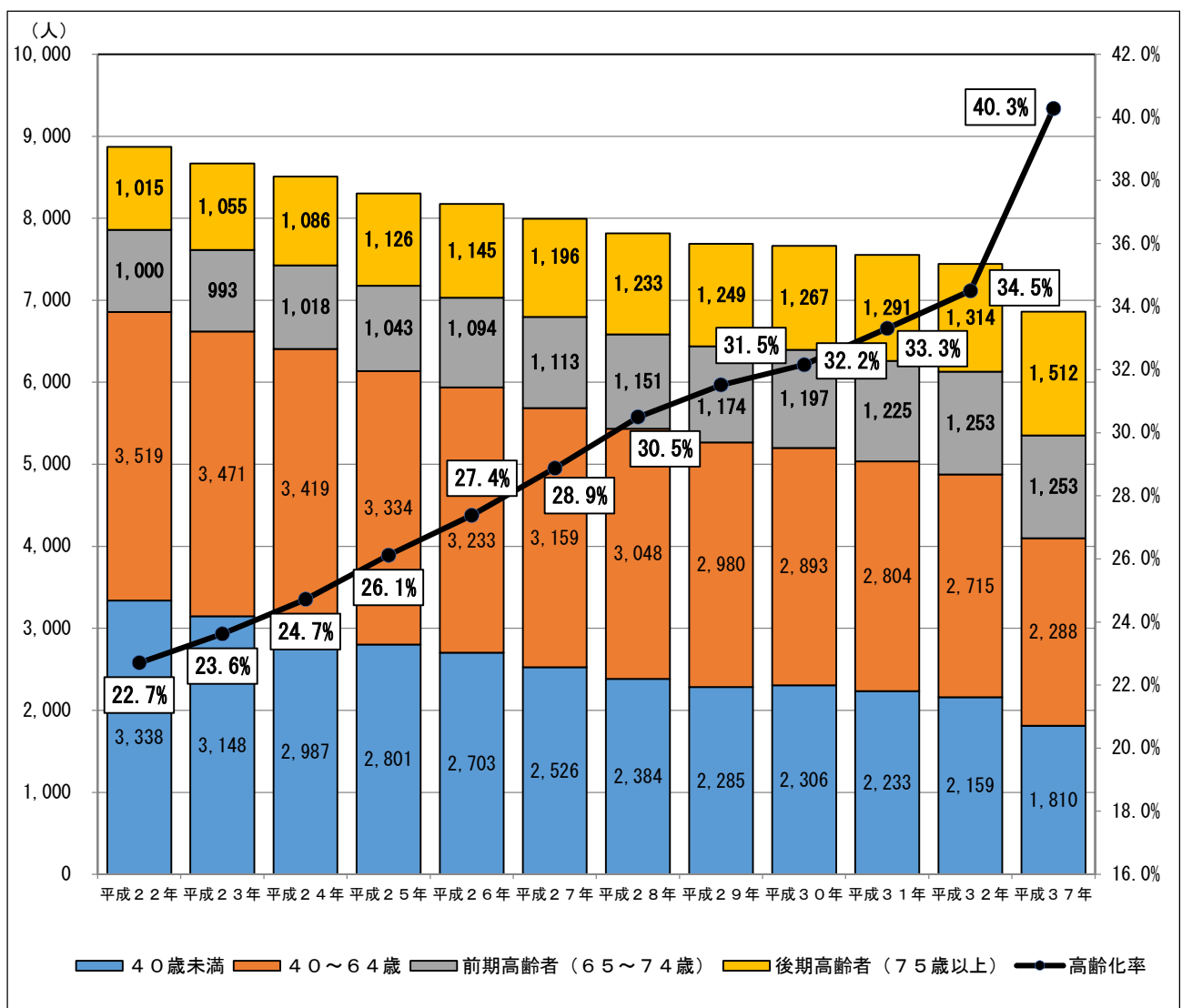
平成27年から平成29年の人口（各年9月末現在）をベースに、コーホート変化率法により推計しました。

(2) 人口の推計

南幌町の総人口は、本計画終了年度の平成32（2020）年に7,442人、平成37（2025）年には、6,862人になると推計されます。

また、高齢者人口は、平成32年に2,568人、平成37年には2,765人、高齢化率は、平成32年に34.5%、平成37年には40.3%になることが推計されます。

【人口推計】



資料：地域包括ケア「見える化」システム

3 要支援・要介護認定者、認定率の推計

(1) 推計方法

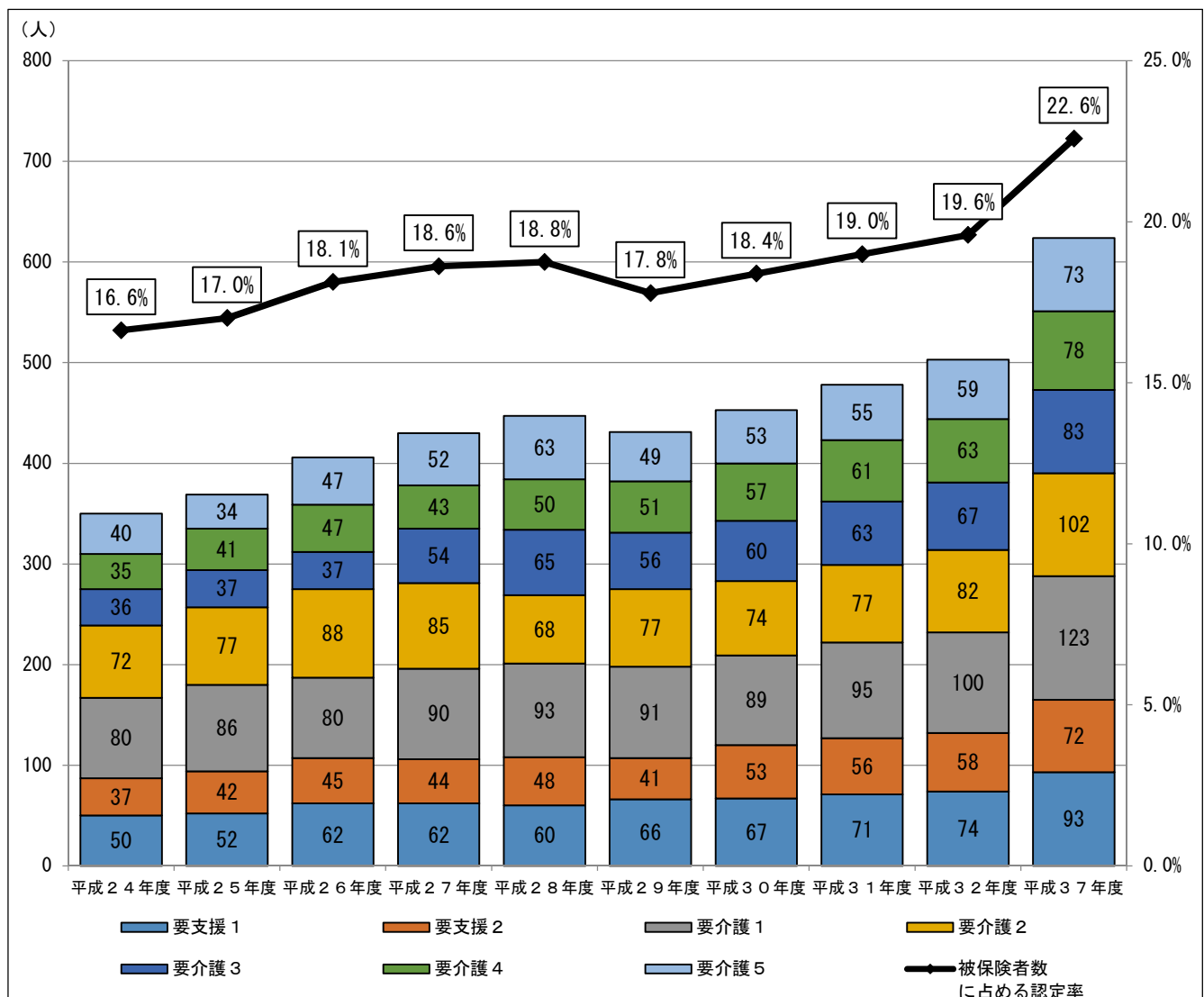
本計画における要支援・要介護認定者数の推計は、平成24年から平成29年までの被保険者数の人口の推移等を勘案し、要支援・要介護認定者数の伸びを算出しています。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

南幌町の要支援・要介護認定者数は、本計画終了年度の平成32年（2020年）に503人、平成37年（2025年）には624人になると推計されます。

また、認定率は、平成32年に19.6%、平成37年には22.6%になることが推計されます。

【要支援・要介護認定者数、認定率の推計】



資料：地域包括ケア「見える化」システム

4 介護保険給付費等の推計

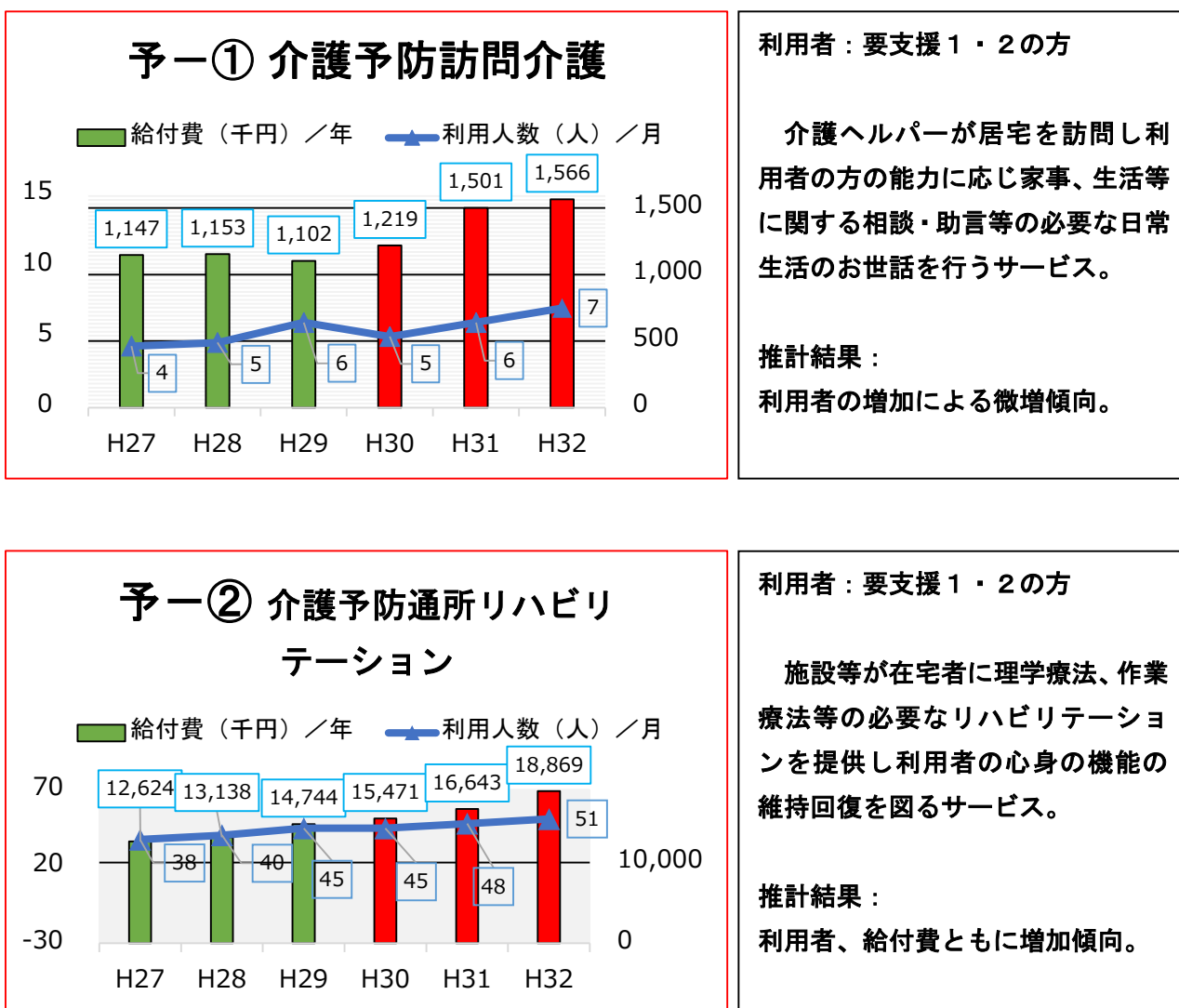
第7期計画における、総事業費（給付費及び地域支援事業費）の推計については、第6期計画と比較し、居宅サービスは増加傾向、地域密着型サービス及び施設サービス費については、微増傾向となっています。

今後も高齢化率の上昇による、認定者数の増加が見込まれる中、新たに介護老人福祉施設が整備される予定がないなど、施設定員に限りがあるため、必然的に居宅サービスの需要が高まるものと考えられます。

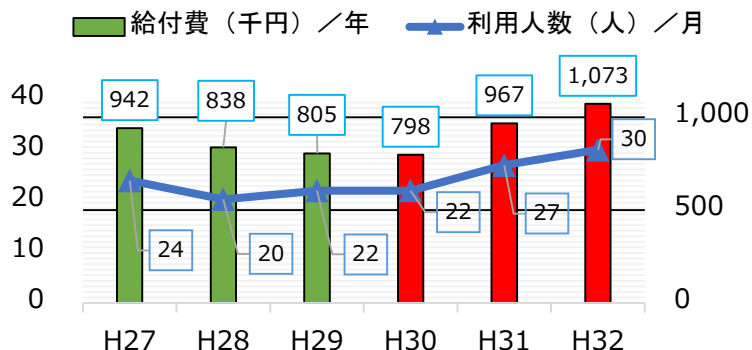
介護保険各サービスの推計については、下記のグラフのとおりとなっています。

注：平成27、28年度は実績値、平成29年度は決算見込値、平成30年度から平成32年度が推計値となっています。

（1）居宅サービスの利用実績と見込み



予一③ 介護予防福祉用具貸与

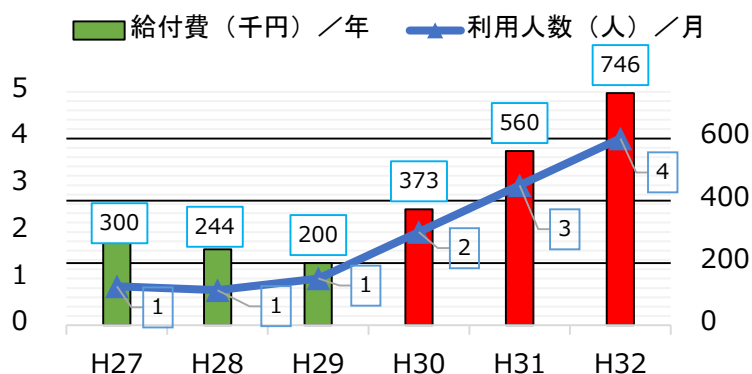


利用者：要支援１・２の方

歩行器等の福祉用具を貸与することで、利用者がその有する能力を最大限活用して、自立した生活を支援するためのサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

予一④ 介護予防福祉用具購入費

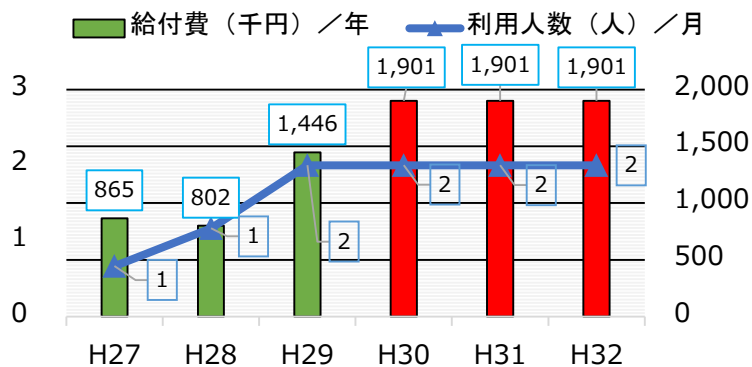


利用者：要支援１・２の方

福祉用具の内、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分に対し、自己負担額を軽減するサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

予一⑤ 介護予防住宅改修

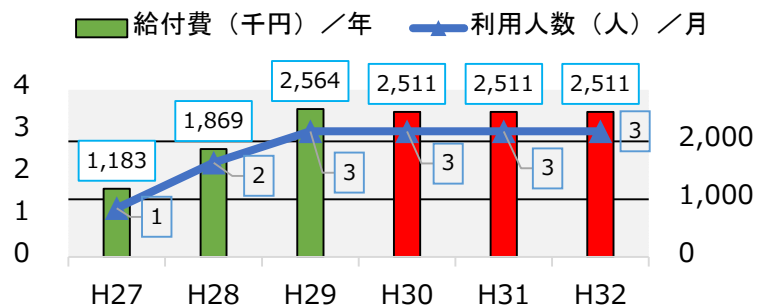


利用者：要支援１・２の方

同一住宅で 20 万円を限度に、手すりの取り付け、段差解消など住宅を改修することで、利用者の安全や自立した生活が送れるよう支援するサービス。

推計結果：一定数を上限に急激な増加はないものと推計。

予一⑥ 介護予防特定施設入所者 生活介護

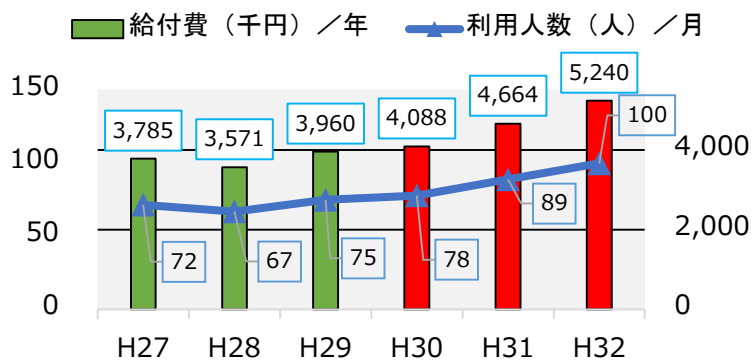


利用者：要支援１・２の方

特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等）において、生活全般にわたる支援、機能訓練、療養上のお世話を行うサービス。

推計結果：一定数を上限に急激な増加はないものと推計。

予一⑦ 介護予防支援

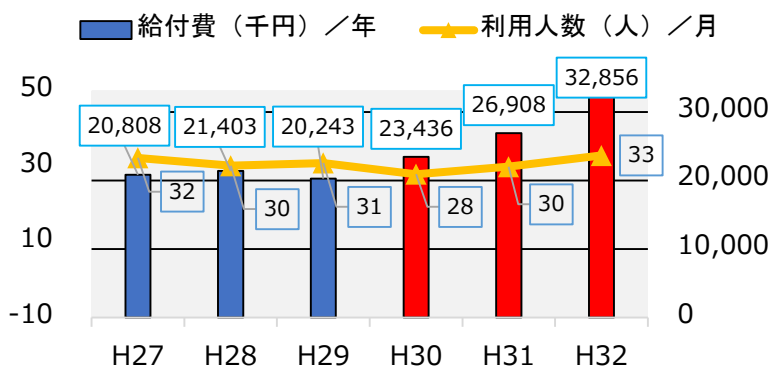


利用者：要支援１・２の方

介護予防計画を作成するサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

介一① 訪問介護

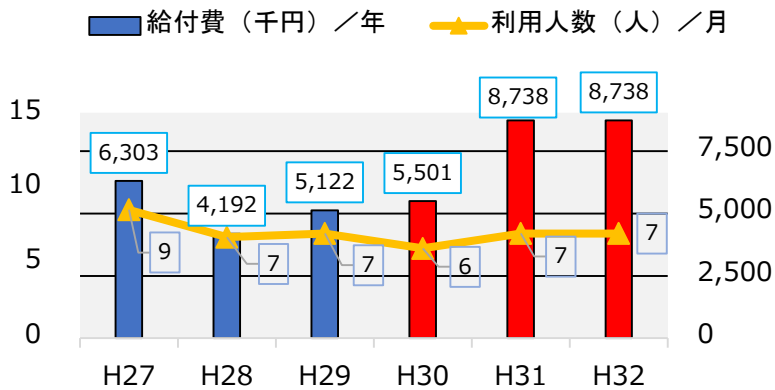


利用者：要介護１から５の方

介護ヘルパーが居宅を訪問し利用者の能力に応じ家事、生活等に関する相談・助言等の日常生活に必要なお世話を行うサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

介一② 訪問入浴介護

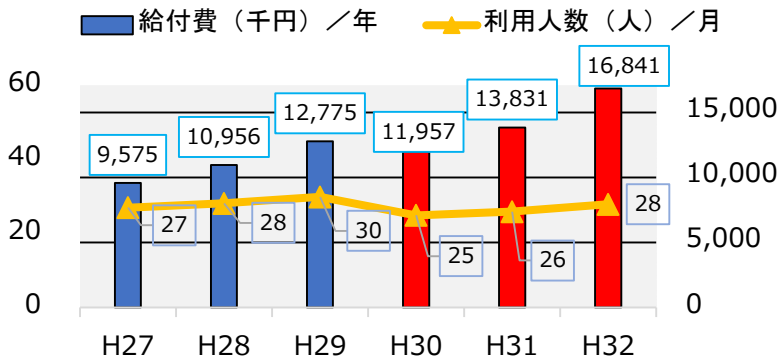


利用者：要介護１から５の方

介護ヘルパーが居宅を訪問し入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

介一③ 訪問看護

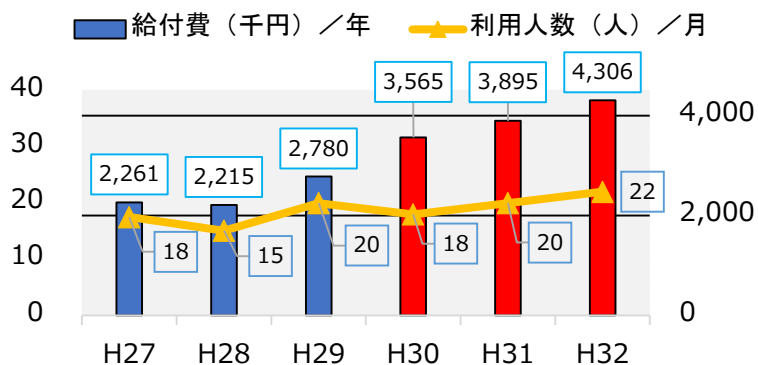


利用者：要介護１から５の方

看護師等が居宅を訪問し療養上のお世話や必要な診療の補助を行う。また、居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、心身機能の維持回復、生活機能の維持向上を目指し支援するサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

介一④ 居宅療養管理指導

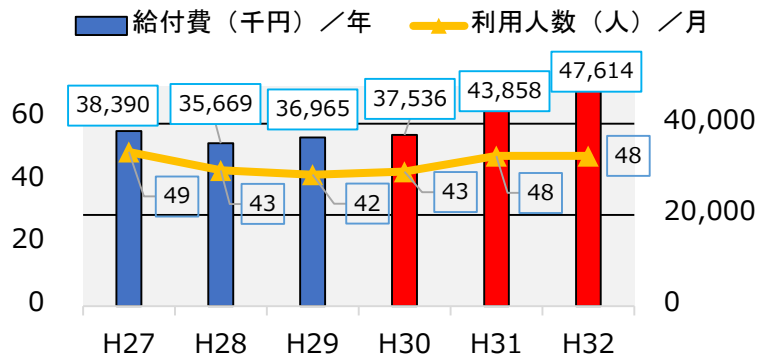


利用者：要介護１から５の方

医師等が通院困難な利用者の、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行い療養生活の質の向上を図るサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

介一⑤ 通所介護

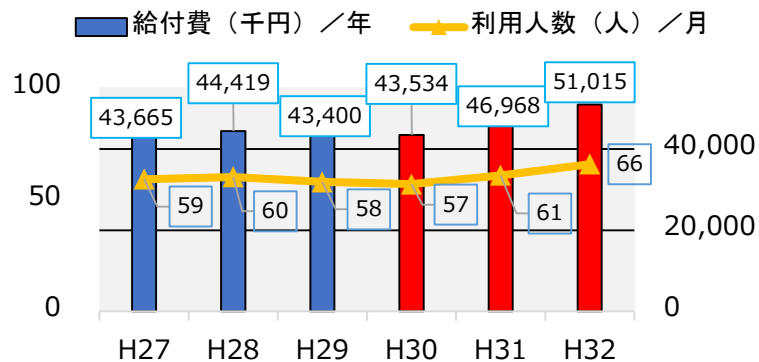


利用者：要介護１から５の方

生活機能の維持向上をめざし、必要な日常生活上のお世話と機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持と家族の身体的精神的負担の軽減を図るサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

介一⑥ 通所リハビリテーション

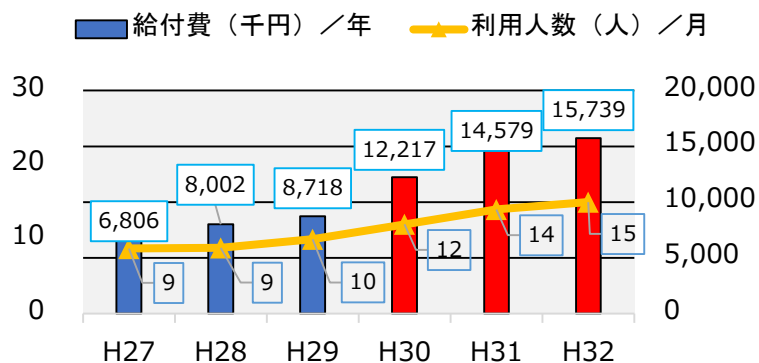


利用者：要介護１から５の方

在宅者が理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを施設等が提供し利用者の心身の機能の維持回復を図るサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

介一⑦ 短期入所生活介護

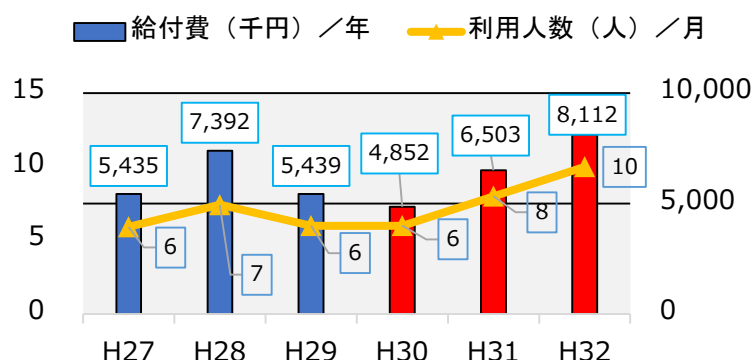


利用者：要介護１から５の方

特別養護老人ホーム等に要介護者が短期に入所し、日常生活上の機能訓練を行うことで利用者の心身機能の維持と家族の身体的精神的負担の軽減を図るサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

介一⑧ 短期入所療養介護

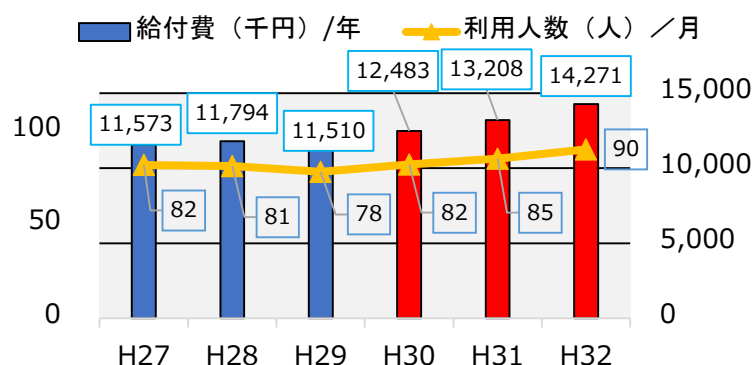


利用者：要介護１から５の方

介護老人保健施設に要介護者が短期に入所し、日常生活上の機能訓練を行うことで利用者の心身機能の維持と家族の身体的精神的負担の軽減を図るサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

介一⑨ 福祉用具貸与

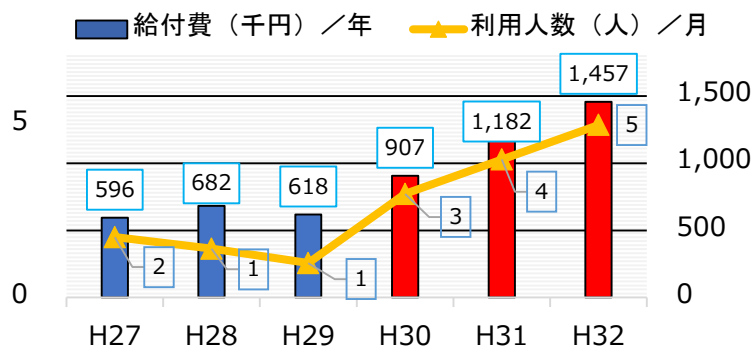


利用者：要介護１から５の方

歩行器等の福祉用具を貸与することで、利用者がその有する能力を最大限活用して、自立した生活を支援するためのサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

介一⑩ 特定福祉用具購入費

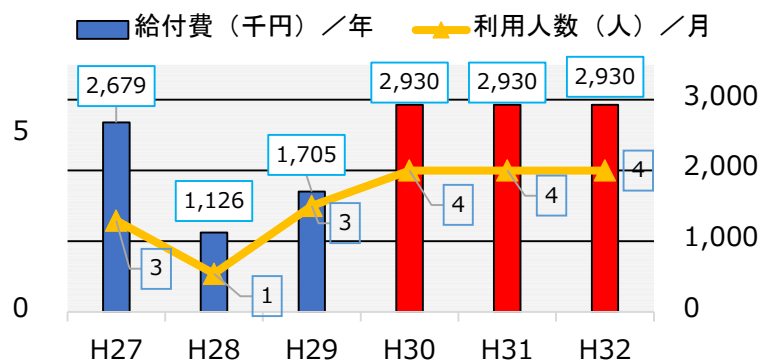


利用者：要介護１から５の方

福祉用具の内、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分に対し、自己負担額を軽減するサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

介一⑪ 住宅改修費

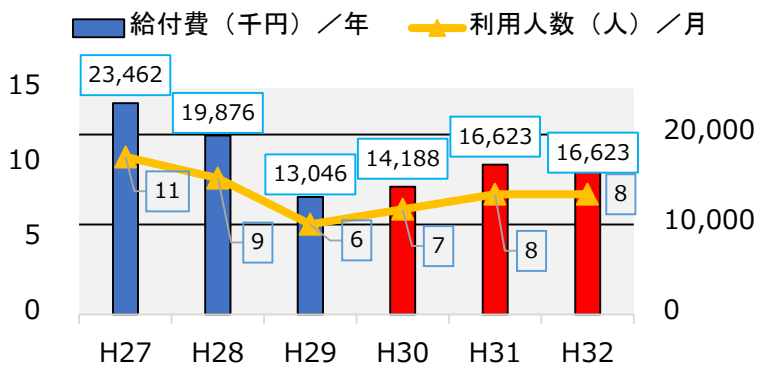


利用者：要介護1から5の方

同一住宅で20万円を限度に、手すりの取り付け、段差解消など住宅を改修することで、利用者の安全と自立した生活が送れるよう支援するサービス。

推計結果：一定数を上限に急激な増加はないものと推計。

介一⑫ 特定施設入居者生活介護

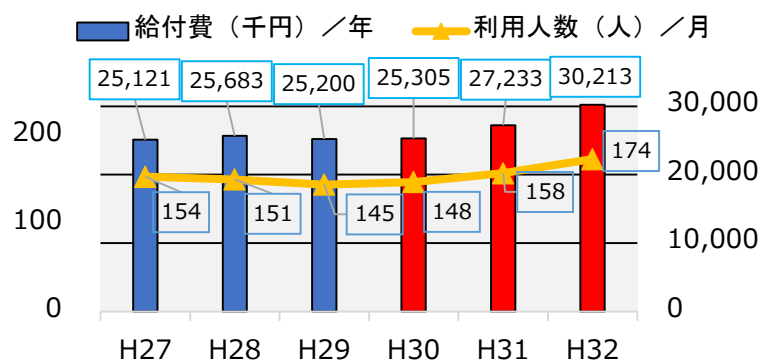


利用者：要介護1から5の方

特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等）において、生活全般にわたる支援、機能訓練、療養上のお世話を行うサービス。

推計結果：一定数を上限に急激な増加はないものと推計。

介一⑬ 居宅介護支援



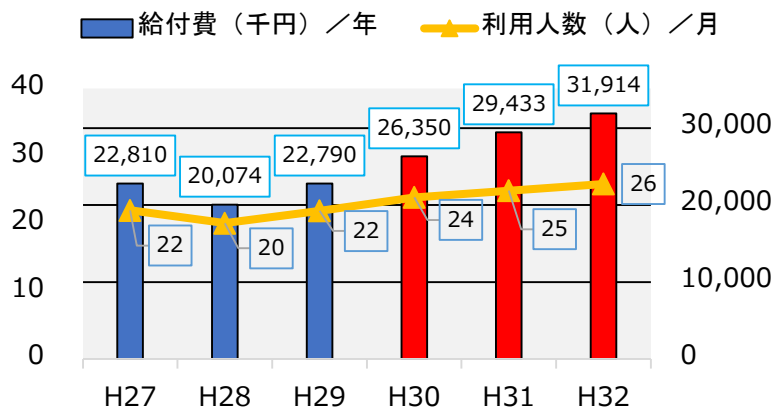
利用者：要介護1から5の方

介護計画を作成するサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

(2) 地域密着型サービスの利用実績と見込み

地一① 認知症対応型通所介護

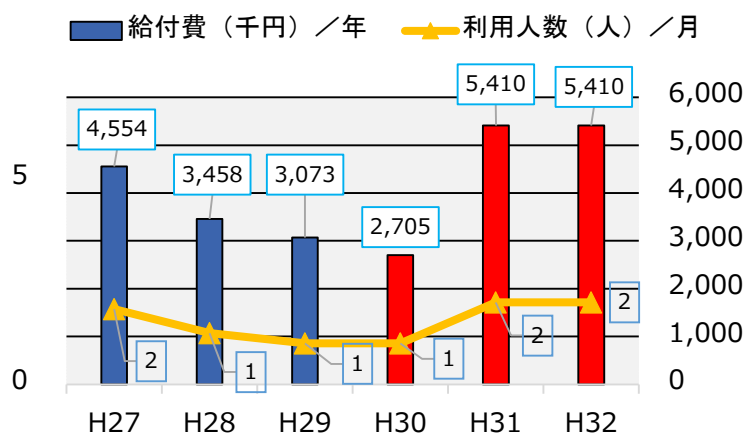


利用者：要介護１から５の方

認知症の利用者の、生活機能の維持向上をめざし、必要な日常生活上のお世話と機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的精神的負担の軽減を図るサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

地一② 小規模多機能型居宅介護

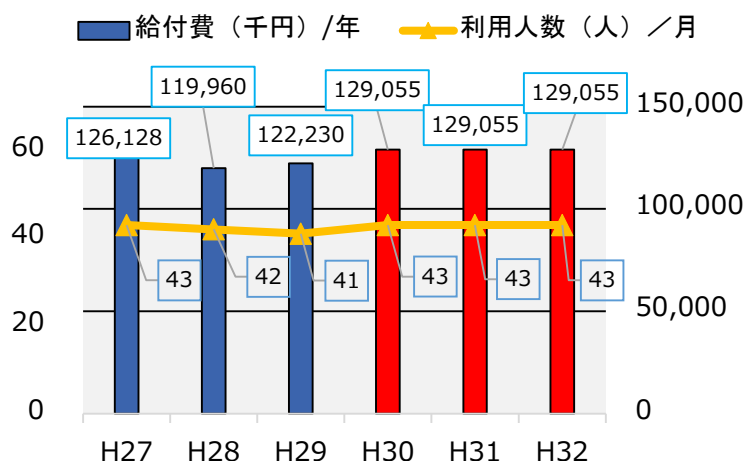


利用者：要介護１から５の方

居宅やサービス拠点への通所、短期間宿泊により日常生活のお世話、機能訓練を行い、能力に応じて居宅で自立した生活を営むことができるようにするサービス。

推計結果：利用者、給付費ともに増加傾向。

地一③ 認知症対応型共同生活介護

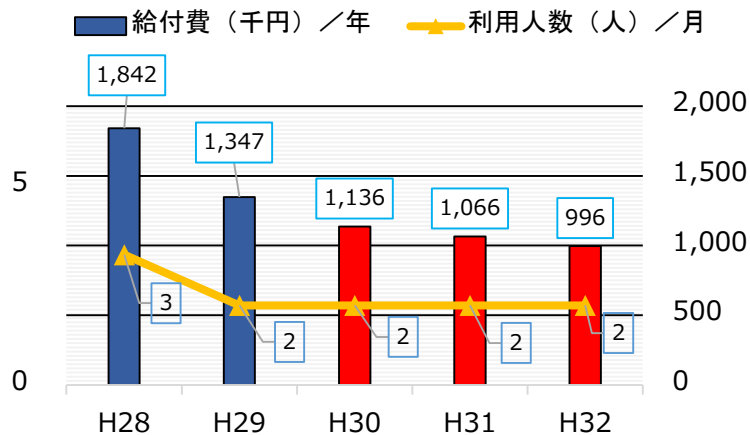


利用者：要介護１から５の方

認知症の方が、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、日常生活上のお世話と機能訓練を行い、能力に応じて居宅で自立した生活を営むことができるようにするサービス。

推計結果：一定数を上限に急激な増加はないものと推計。

地一④ 地域密着型通所介護



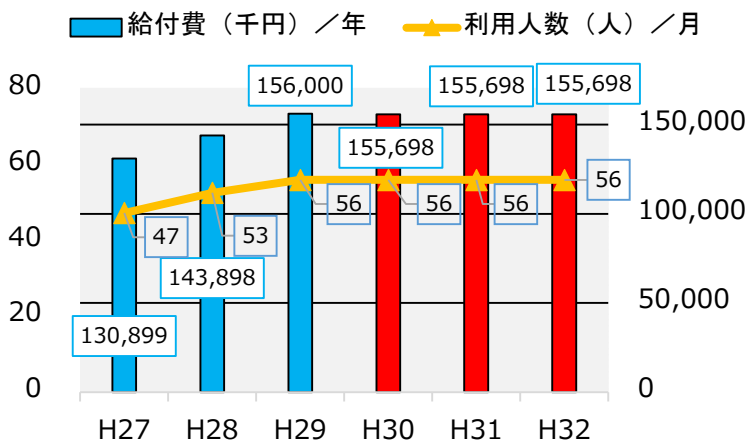
利用者：要介護１から５の方

定員が１８人以下の小規模な通所介護事業所が行うサービス。生活機能の維持向上をめざし、必要な日常生活上のお世話と機能訓練を行う

推計結果：一定数を上限に急激な増加はないものと推計。

（３）施設サービスの利用実績と見込み

施一① 介護老人福祉施設

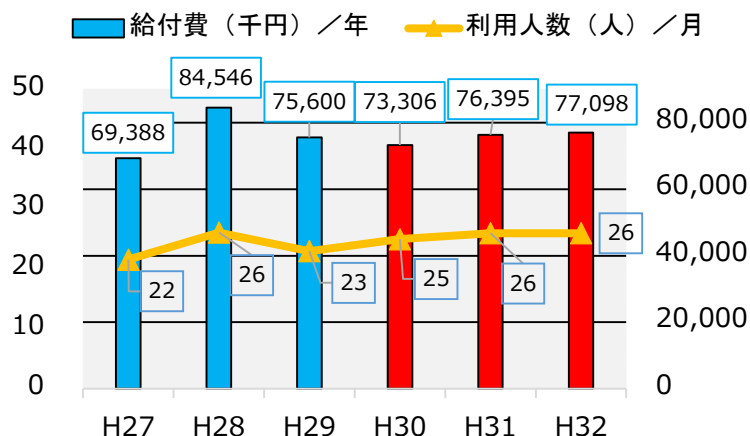


利用者：要介護３から５の方

特別養護老人ホームで、日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理、療養上のお世話を行うサービス。常時介護が必要とし、在宅介護が困難な要介護者が対象となる。

推計結果：一定数を上限に急激な増加はないものと推計。

施一② 介護老人保健施設



利用者：要介護１から５の方

在宅生活への復帰をめざし、医療管理下で、看護・介護・機能訓練・日常生活上のお世話を行うことを目的とした施設サービス。

推計結果：一定数を上限に急激な増加はないものと推計。

(4) サービス別保険給付費の推計

居宅、地域密着型、施設のそれぞれのサービス量見込みから、居宅サービス給付費、地域密着型サービス給付費、施設サービス給付費を推計しています。

また、平成29年度の実績と高齢化率の上昇や認定率の増加を踏まえ、高額介護サービス費等と、特定入居者介護サービス等費を推計しています。

平成30年度からは、所得金額が340万円以上の方の利用者負担が2割から3割に変更になります。

(単位：千円)

	2018	2019	2020	計	2025
	平成30年度	平成31年度	平成32年度		平成37年度
居 宅 サ ー ビ ス 給 付 費					
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 給 付 費					
施 設 サ ー ビ ス 給 付 費					
高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費					
特 定 入 居 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費					
(A) 保険料給付費見込額					
(B) 一定の所得者の利用者負担の見直しに伴う影響額					
(C) 消費税率等の見直しを勘案した影響額					
影響額を考慮した保険給付費見込額 (D) [(A) - (B) + (C)] ※1					
(E) 審査支払手数料					
標準給付費見込額 (F) [(D) + (E)] ※2					

※1 地域支援事業の算出に用いる額

※2 保険者として南幌町が1年間に支払う額

(5) 地域支援事業費の推計

地域支援事業は、要支援や要介護の認定を受ける前の段階の介護予防を推進する介護予防事業と、介護予防ケアマネジメント事業や介護サービス以外の生活支援を行う包括的支援・任意事業で構成される事業です。

平成29年度からは、介護予防の訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行され、支援者のニーズに応じた多様なサービスを行う介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が実施されています。

地域支援事業費は、平均保険給付費見込額の3%を上限として推計しています。

(単位：千円)

	2018	2019	2020	計	2025
	平成30年度	平成31年度	平成32年度		平成37年度
(G) 地域支援事業費見込額					
介護予防・日常生活支援総合事業費					
包括的支援・任意事業費					

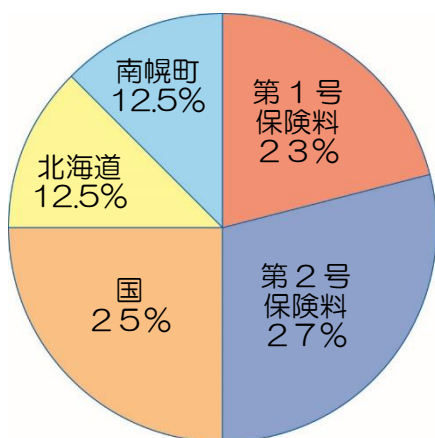
5 介護保険料の算定

(1) 介護給付費・地域支援事業費の負担割合

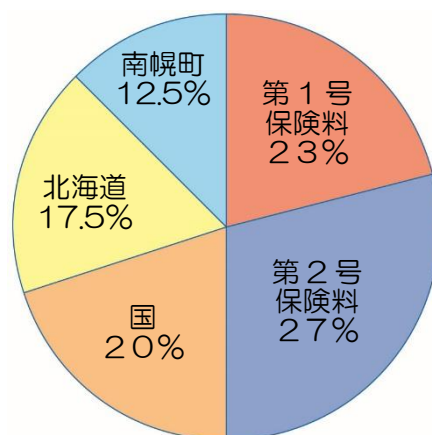
介護給付費は保険料と公費、それぞれ50%の割合で負担します。

第6期計画においての保険料負担割合の内訳は、第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%でしたが、第7期計画においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%に変更になります。

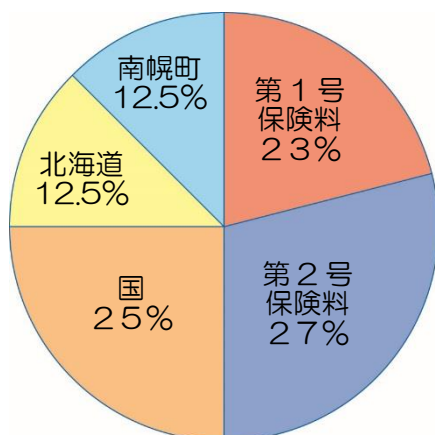
【介護給付費（居宅サービス）】



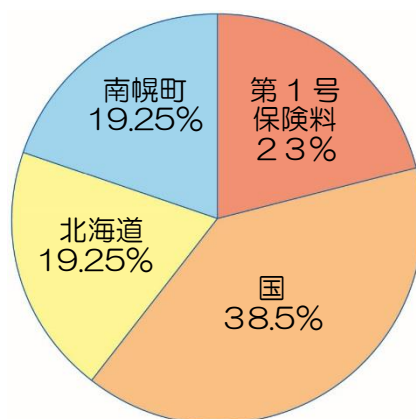
【介護給付費（施設サービス等）】



【地域支援事業費
（介護予防・日常生活支援総合事業）】



【地域支援事業費
（包括的支援・任意事業）】



(2) 第1号被保険者所得段階別人口の推計

第1号被保険者の所得段階別人口は、保険料の算定基礎となるため、第7期計画では、平成28年中の所得金額をもとに推計しています。

なお、所得段階別加入割合補正後被保険者数は、各段階の第1号被保険者所得段階別人口にそれぞれ基準額に対する割合を乗じて算出しています。

■ 第1号被保険者の所得段階別人口の推計

(単位：人)

		2018	2019	2020	計
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
第1段階		453	462	472	1,387
	基準額に対する割合 0.5	227	231	236	694
第2段階		239	245	250	734
	基準額に対する割合 0.75	179	184	188	551
第3段階		210	215	219	644
	基準額に対する割合 0.75	158	161	164	483
第4段階		378	386	394	1,158
	基準額に対する割合 0.9	340	347	354	1,041
第5段階		322	329	336	987
	基準額に対する割合 1.0	322	329	336	987
第6段階		352	359	366	1,077
	基準額に対する割合 1.2	422	431	439	1,292
第7段階		259	265	270	794
	基準額に対する割合 1.3	337	345	351	1,033
第8段階		140	143	146	429
	基準額に対する割合 1.5	210	215	219	644
第9段階		110	112	114	336
	基準額に対する割合 1.7	187	190	194	571
計		2,463	2,516	2,567	7,546
所得段階別加入割合補正後被保険者数(H)		2,382	2,433	2,481	7,296

※上段は、第1号被保険者の所得段階別人口

※下段は、所得段階別加入割合補正後被保険者数

※所得段階別加入割合補正後被保険者数 = 各段階の第1号被保険者の所得段階別人口×基準額に対する割合

(3) 保険料の算定

保険料の算定にあたっては、標準給付費見込額（F）に地域支援事業費（G）を加え、第1号被保険者負担分相当額（I）を算出し、調整交付金見込額（L）、介護保険給付費等準備基金（M）を差し引き、保険料収納必要額を算出しています。

この保険料収納必要額（N）を見込収納率（O）と所得段階別補正後被保険者数（H）とで割り返し、「第1号被保険者保険料月額」を算定しています。

■標準保険料基準額

（単位：千円）

	2018	2019	2020	計
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
(F) 標準給付費見込額 【介護保険サービスにかかる費用】				
(G) 地域支援事業費 【地域支援事業費かかる費用】				
(g) 地域支援事業費の内 介護予防・日常生活支援総合事業費分				
(I) 第1号被保険者負担額相当額 【 $F + G \times 23\%$ 】（第1号被保険者負担率）				
(J) 調整交付金相当額 【 $F + g \times 5\%$ 】				
(K) 調整交付金見込交付率 【高齢者の比率及び所得状況等により算出した率】				
(L) 調整交付金見込額 【南幌町が受け取る調整交付金額 $(F + g) \times K$ 】				
(M) 介護保険給付費等準備基金取崩額				
(N) 保険料収納必要額 【 $I + J - L - M$ 】				
(O) 見込み収納率 【第1号被保険者保険料の見込収納率】				
(H) 所得段階別補正後被保険者数 【所得段階に応じた負担割合による被保険者数】				
(P) 第1号被保険者保険料年額 【 $N \div O \div H$ 】				
第1号被保険者保険料月額 【 $P \div 12$ か月】				

(4) 所得段階別保険料

本町の第7期計画においての第1号被保険者の介護保険料所得段階は、第6期計画と同様、9段階に区分されます。

■所得段階別の年額保険料

(単位：円)

所得段階	対象者		基準額に対する割合	年額保険料：上段 月額保険料：下段
第1段階	町民税非課税世帯	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.45	
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方		
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円以下の方	基準額 ×0.75	
第3段階		上記対象以外の方		
第4段階	町民税	ご本人が町民税非課税の方	基準額 ×0.9	
第5段階			基準額	
第6段階	課税世帯	前年の所得が120万円未満の方	基準額 ×1.2	
第7段階		前年の所得が120万円以上200万円未満※1の方	基準額 ×1.3	
第8段階		前年所得が200万円以上300万円未満※2の方	基準額 ×1.5	
第9段階		前年所得が300万円以上※3の方	基準額 ×1.7	

※1 第6期計画期間中は120万円以上190万円未満

※2 第6期計画期間中は190万円以上290万円未満

※3 第6期計画期間中は290万円以上

第7期計画から上記のとおり改正

6 介護給付費等に要する費用の適正化

国から示された「第4期介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、受給者が真に必要なサービスを、事業者が適切に提供するように促すことで、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を図ることを目的に下記の事業を実施します。

(1) 要介護認定の適正化

要介護新規認定、要介護区分変更認定に係る訪問調査を町が実施し、要介護更新認定に係る訪問調査は、町のほか介護保険事業所に委託して実施します。

また、毎回、認定調査票の基本調査と特記事項の突合を行い、適正な調査内容であることを確認し、適正かつ公平な要介護認定に努めます。

(2) ケアプランの点検

2ヶ所の居宅介護支援事業所に出向き、困難事例や給付適正化システムによる抽出及び照合した事例のケアプランの点検を行います。

(3) 住宅改修等の点検

①住宅改修の点検

工事見積書の点検等の事前調査に加え、改修費が高額と思われるものや改修規模が大きく複雑なもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケースを中心に申請者宅を訪問し、改修箇所の実態確認を行います。

②福祉用具購入・貸与調査

給付適正化システムによる福祉用具貸与一覧表等を活用し、同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるケース等に留意しながら、介護支援専門員等による調査を行います。また、法改正により、平成30年10月より国が商品ごとに、公表する貸与価格の全国平均価格を活用することで、適正な貸与価格の把握に努めます。

（４）縦覧点検・医療情報の突合

①縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。また、事業者への照会・確認から過誤申立書の作成・過誤処理までを国保連合会に委託します。

②医療情報との突合

受給者の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。縦覧点検と同様、事業者への照会・確認から過誤申立書の作成・過誤処理までを国保連合会に委託します。

（５）介護給付費の通知

保険者は利用者本人（家族）に対し、誤った請求等を防止するため、介護サービスの請求状況・費用等について通知しています。

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくために介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。

また、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体などを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化し、本計画の推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理に関しては、各事業の実施状況の把握や点検と評価を行い、これを「南幌町介護保険事業計画等策定委員会」に定期的に報告を行っていくことにより、進行管理を行います。